

令和6年度税制改正について

名古屋税務研究所 研究員 鷺野翔太（名古屋中村支部）

名古屋税理士会昭和支部
令和6年6月11日（火）

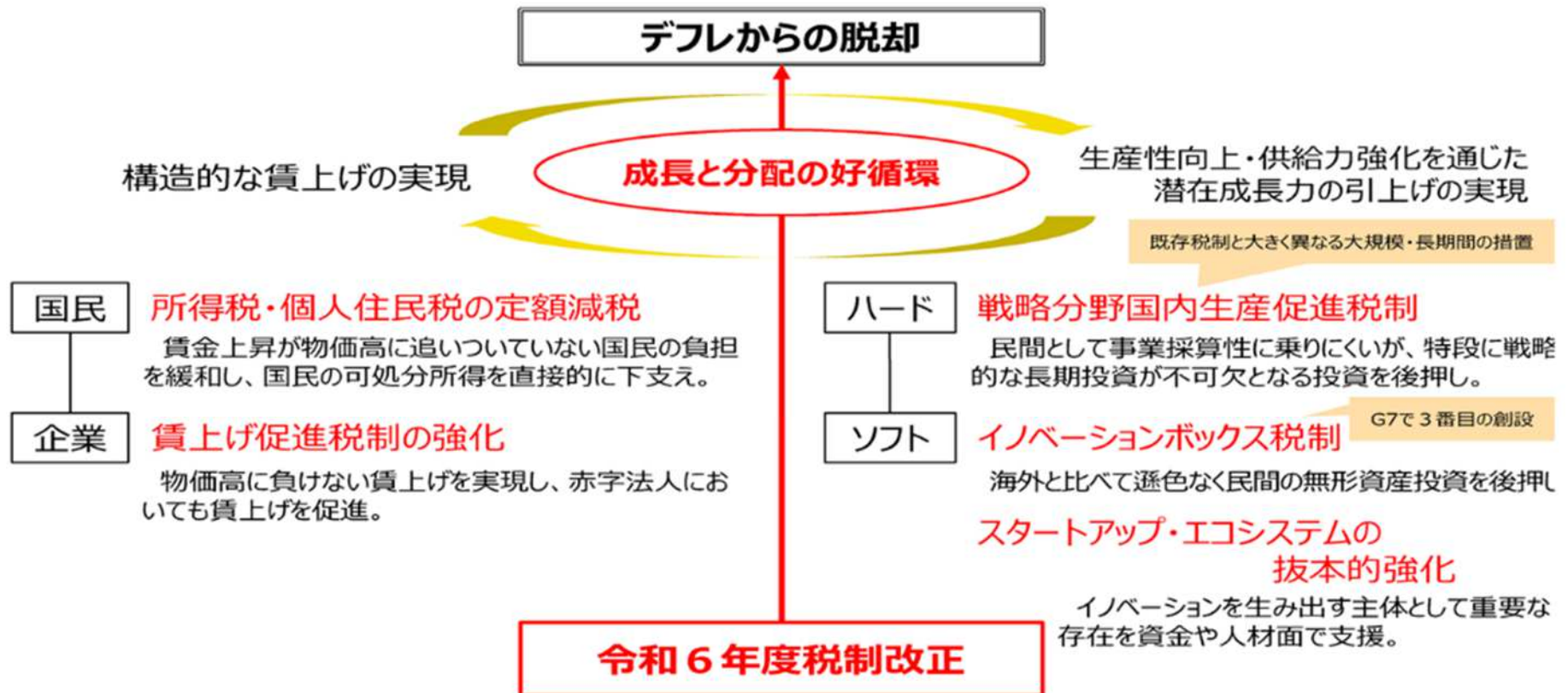
※本研修の資料は令和6年4月17日にスタジオ収録された『令和6年度税制改正の実務ポイント』（講師：名古屋東支部 長谷川敏也先生）を元に作成しています。

• 目次

- 1 定額減税
- 2 スタートアップ関連税制
- 3 賃上げ促進税制
- 4 戦略分野国内生産促進税制
- 5 イノベーションボックス税制
- 6 倒産防止共済の再加入の廃止
- 7 交際費等の損金不算入制度の改正
- 8 少額減価償却資産の損金算入特例
- 9 外形標準課税の見直し
- 10 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
- 11 事業承継税制
- 12 不動産税制
- 13 消費税改正
- 14 納税環境整備
- 15 子育て支援税制（令和7年度改正予定）

令和6年度税制改正の全体像①

- デフレからの脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講ずる。



(出典：財務省「令和6年度税制改正(案)」について)

1. 定額減税(国税・地方税)

- **デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税の減税を実施**
- **減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円（住民税は1万円）**
- **合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者は、減税の対象外**

給与所得者に対する実施

- **6月以降の源泉徴収税額から減税**
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の税額から順次減税**

公的年金受給者に対する実施

- 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、**6月以降の源泉徴収税額から減税**
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌々月以降の税額から順次減税**

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 原則として**確定申告**で減税
- 予定納税対象者については、**6月の第1回予定納税の通知の機会**に減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

(1) 定額による所得税額の特別控除 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。

ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみなら2000万円以下）である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。

ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

① 本人 3万円 ② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。「同一生計配偶者等」） 1人につき 3万円

(2) 所得税（給与所得者に係る特別控除の額の控除）

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（「控除前源泉徴収税額」）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

（注1）上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

（注2）上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。

ハ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

(3) 所得税（公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除）

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記に準じた取扱いとする。

(4) 所得税（事業所得者等に係る特別控除の額の控除）

イ 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。（注）予定納税に係る上記イ及びロによる控除は、現行の納付すべき額から行う。

ハ **予定納税額の減額の承認の申請**により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。（令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。

ホ 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

（5）定額減税（住民税） 定額による所得割の額の特別控除 令和6年度分の所得割について、定額による特別控除を次により実施する。

（1）納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。

ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

（2）特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

① 本人 1万円 ② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき 1万円

（注）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除する。

（6）住民税（給与所得者に係る特別控除の額の控除）

イ 特別徴収義務者は、**令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず**、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

ロ 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。

（7）住民税（普通徴収の場合）

令和6年度分の個人住民税に係る第1期分（多くの場合6月）の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除する。

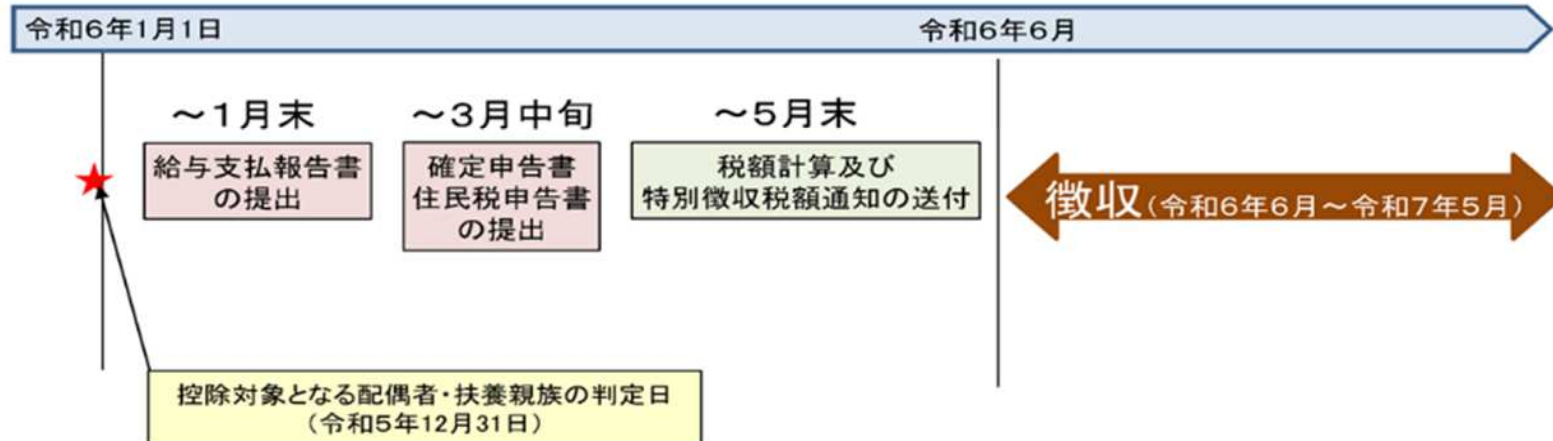
（以下略）

個人住民税の定額減税の概要(案)

総務省資料

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

(例) 給与所得に係る特別徴収の場合



(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

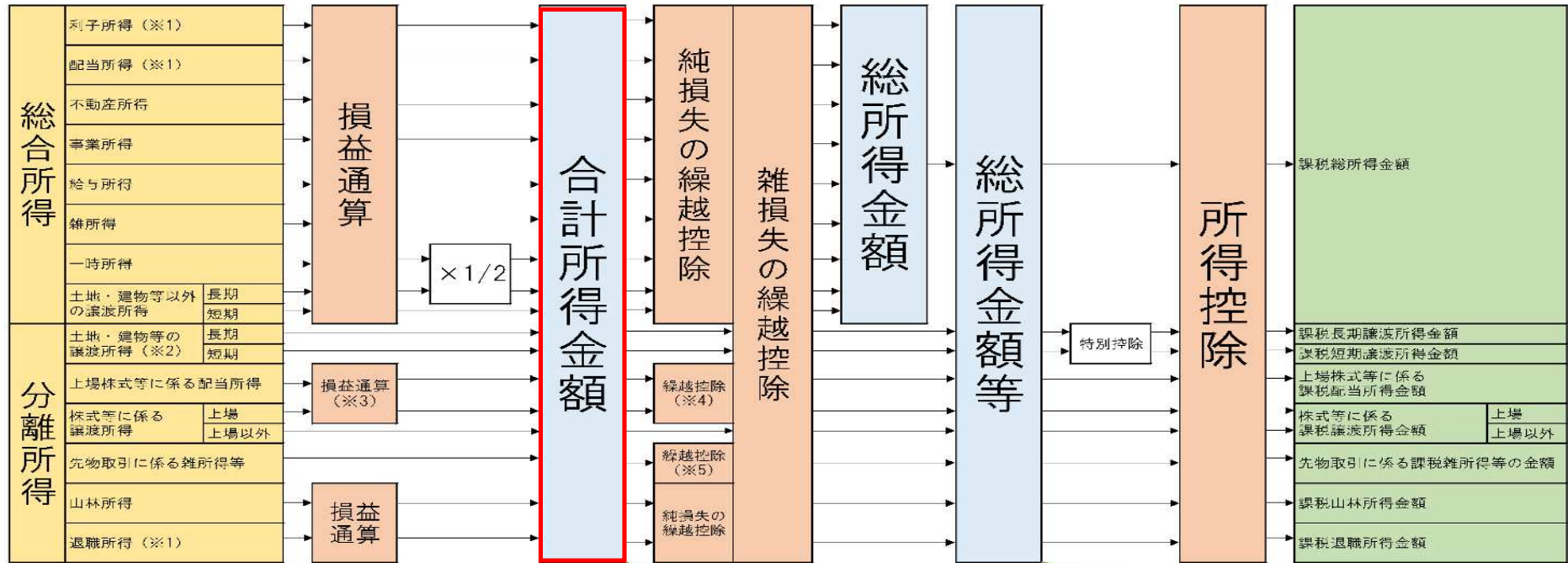
給与所得の源泉徴収税額表(令和6年分)

月 額 表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一(令和2年3月31日財務省告示第81号改正))

その月の社会保		甲							
険料等控除後の		扶 養 親 族 等 の 数							
給与等の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
...									
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0
...									
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0
...									
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0
...									

(注) この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含む。)との合計数をいう。

【※改めて「合計所得金額」「総所得金額（等）」とは】



- (※1) 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。
- (※2) 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
- (※3) 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。
- (※4) ※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。
- (※5) 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

- 合計所得金額で判定するもの
- ・ 均等割の非課税限度額
 - ・ 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
 - ・ 扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
 - ・ 配偶者特別控除の所得1000万円超の判定
 - ・ 寡婦、ひとり親控除の所得要件（500万円以下）の判定

- 総所得金額等で判定するもの
- ・ 所得割の非課税限度額
 - ・ 雑損控除
 - ・ 医療費控除
 - ・ 寄附金控除

(出典：富田林市課税課HP)

【定額減税の留意点】

- ①定額減税は、**所得税は令和6年分、住民税は令和6年度分（所得は令和5年分）**について実施されるので、所得ベースでみると、所得税と住民税で年分のズレがある。
- ②定額減税の対象となるのは、本人の令和6年分の所得税に係る**合計所得金額**が1,805万円以下という条件がある。また、金額の計算においては所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合に減税額が加算される。つまり、**本人の所得が1,805万円を超えればそもそも減税の対象外となるため、扶養親族が何人いても減税額はゼロ**ということ。
- ③令和6年6月1日現在、甲欄が適用される居住者の人については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、**自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできない**（国税庁令和6年分所得税の定額減税Q&A Q2-4）。合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる人であっても、基準日在職者に該当する場合には、月次減税の対象となる（Q3-4）。
- ④定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その基準日在職者が**既に提出した扶養控除等申告書に基づき把握**することになり、新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はない。ただし、**扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者（令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者は「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要がある**（Q6-1）。同一生計配偶者や扶養親族の人数は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族等の数」とは異なる場合があるので注意。
- ⑤交付金（給付金）の対象とならず、定額減税の恩恵も十分得られない所得層への対応策に注意（住宅ローン減税で所得税がゼロになり住民税からも控除している納税者の救済は調整給付）
- ⑥公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになる。給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなる（Q2-3）。

★減税と言えば聞こえは良いが、制度が複雑。給与計算の担当者やシステム担当者はかなり大変。

➡税理士の立場では、会社の経理マン、不動産や株をされているクライアントに対してはしっかり案内すること。

➡103万円（所得金額48万円）の壁が意識されるかもしれないが「調整給付」があるので救済されることをPRする？

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	年 月 日
税務署長	あなたの氏名		世帯主の氏名	
市区町村長	あなたの個人番号		あなたの住所(郵便番号)	配偶者の有無 有・無



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由
		あなたとの続柄	生年月日				
A 源泉控除対象配偶者(注1)				円			
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以後生)	1			円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払		
	2			円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払		
	3			円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払		
	4			円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払		
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 区分 該当者 本人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族 一般の障害者 (人) 寡婦 特別障害者 (人) ひとり親 同居特別障害者 (人) 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」をお読みください。)			異動月日及び事由	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所		異動月日及び事由

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由		
						円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族生計を一にする事実	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合にに応じて記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,000万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4-1」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4-2」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	区分Ⅰ
判定	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下		32万円	基礎控除の額
判定				16万円	

※ 上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		配偶者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4-1」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4-2」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)									配偶者控除の額				
	①	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下		115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円以下
区分Ⅰ A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円			
区分Ⅰ B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円			
区分Ⅰ C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			
概要	配偶者控除			配偶者特別控除									配偶者控除の額	円
													配偶者特別控除の額	円

※ 上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載することで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	記載の者の生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	★特別障害者 (裏面「3-2」を参照)
要件	同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	☆扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	あなたと記載の者の住所又は居所が異なる場合の記載の者の住所又は居所	記載の者の生年月日	あなたと記載の者の住所又は居所が異なる場合の記載の者の住所又は居所	あなたと記載の者の住所又は居所が異なる場合の記載の者の住所又は居所	特別障害者 □扶養控除等申告書の上のり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得が1の場合)、給与の収入金額が100万円以下)の人をいいます。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

【月次減税事務の手順】

1. 控除対象者の確認

扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者（令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」（次ページ）を事前に提出してもらう必要がある。

2. 各人別控除事績簿の作成

各人別控除事績簿の作成及び様式は法定されたものではないことから、作成は義務ではなく、作成に当たっては適宜の様式で差し支えないが、あると便利。国税庁EXCEL版やソフト会社が提供する（?）

3. 月次減税額の計算

本人30,000円+30,000円×人数（同一生計配偶者と扶養親族の分）

4. 給与・賞与支払時の月次減税額の控除

月次減税額の金額>控除前税額の場合、順次控除

5. 控除後の事務

給与明細書への控除額の表示 「給与支払明細書」の適宜の箇所に定額減税額を表示

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの住所 又は居所
税務署長	給与の支払者の 法人番号		

記載のしかたはこちら
**二次元
コード**

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input type="checkbox"/>	<p>【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。 年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。</p>

（注） 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
		明 昭 ・ 大 平		<input type="checkbox"/>	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
1			明 平 ・ 大 合		<input type="checkbox"/>	円
2			明 平 ・ 大 合		<input type="checkbox"/>	円
3			明 平 ・ 大 合		<input type="checkbox"/>	円

（出典：国税庁HP）

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日
内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記(2)に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

2. スタートアップ関連税制

		スタートアップの直面する課題と税制措置		
		シード・プレシード	アーリー・ミドル	レイター
課題		<ul style="list-style-type: none"> 外部からの資金調達が困難で、資金不足や金銭面の損失が足かせになっているという指摘 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家からの資金調達が本格化するものの、引き続き資金調達に課題になっているという指摘 	<ul style="list-style-type: none"> 早期IPOを急ぐ傾向があり、IPO後に伸び悩んでいるという指摘 株式会社化にあたり、社外人材の確保が課題という指摘
税制措置	資金調達	昨年度改正で対応 スタートアップへの再投資に係る非課税措置（所得） (R5改正・創設)	昨年度改正で利便性向上 エンジェル税制（所得） (R5改正・手続きを簡素化) ※中小企業向け	
	人材確保	スtockオプション税制（所得） (R5改正・創業5年以内の企業について権利行使期間を延長) ※年間の権利行使価額の上限は1,200万円 ※社外人材については中小企業向け		
	エコシステム強化	スピンオフ税制（法人） (R5改正・バーチャルスピンオフ対象化)	暗号資産の期末時価評価課税の見直し（法人） (R5改正・自己保有分)	研究開発税制（法人） (R5改正・オープンイノベーション型拡大) オープンイノベーション税制（法人） (R5改正・M&A対象化)

（出典：自民党税調2023.12.7）

スタートアップの資金調達への税制措置

スタートアップへの再投資に係る非課税措置とエンジェル税制の拡充

税制措置の概要

以下のいずれかの措置を利用可能	
投資時点	エンジェル投資
	<p>優遇措置A ・(投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除し課税繰延 ・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方</p>
	<p>優遇措置B ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し課税繰延 ・控除上限はなし</p>
	<p>フレシード・シード特例 ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税 ・控除上限はなし（年間20億円までは非課税）</p>
	起業
	<p>起業特例 ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税 ・控除上限はなし（年間20億円までは非課税）</p>
株式譲渡時点	<p>譲渡損失が発生した場合※、その年の他の株式譲渡益と通算可能（翌年以降3年にわたり可能）なお、破産、解散等した場合も可能</p>

拡充等の主な内容

1 **新株予約権の取得金額も対象に**
 現行制度は株式の取得のみが対象となっているところ、**一定の新株予約権を行使して株式を取得した際に要件を満たせば、当該新株予約権の取得金額も税制の対象に加える。**

2 **信託を通じた投資も対象に**
 現行制度ではスタートアップへの直接投資のほか、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合（LPS）経由の投資が対象となっているが、**指定金銭信託（単独運用）を通じた投資も加える。**

※このほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上を行う。

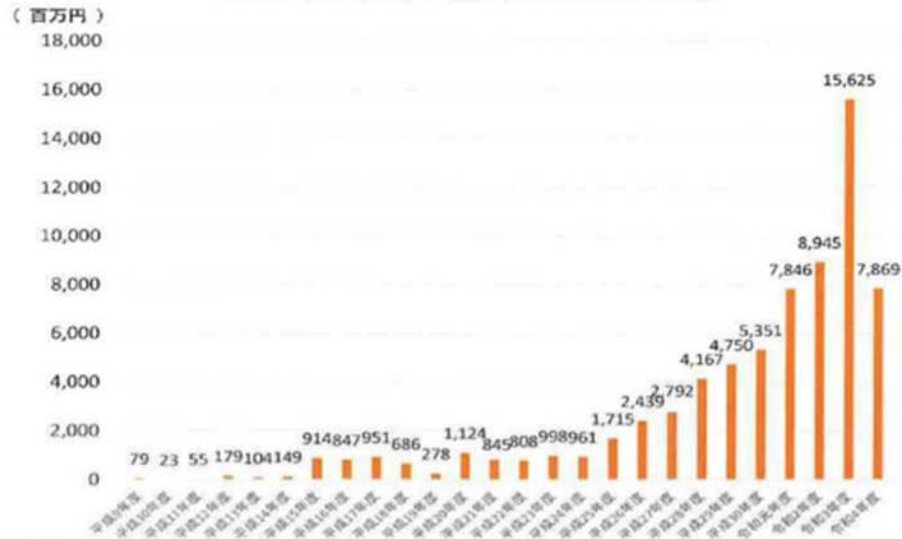
令和7年度税制改正にて検討

3 **再投資期間の延長は継続検討**
 与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、**令和7年度税制改正において引き続き検討する方針が明記された。**

（出典：経済産業省「令和6年度税制改正について」）

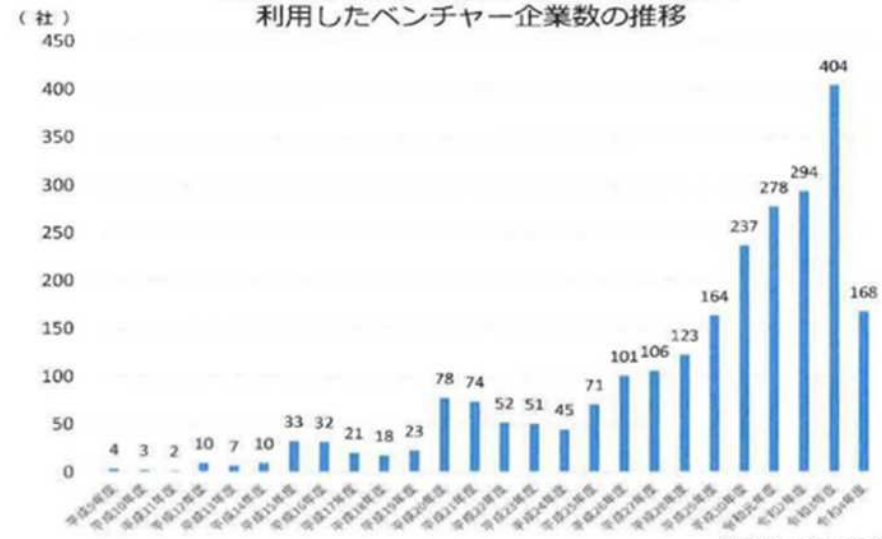
エンジェル税制の実績（投資額・企業数）

令和5年3月28日時点での投資額の推移



※過年度申請が行われた場合、上記数値は変動する可能性がある。

令和5年3月28日時点にエンジェル税制を利用したベンチャー企業数の推移



(出所) 中小企業庁

エンジェル税制の認知状況

知っている	知らない
23.3%	76.7%

エンジェル税制を活用しなかった理由

メリットや手続きが不明	適用要件を満たすか不明	適用要件を満たしていない	手続きを相談できる専門家がいない	申請書類等手続きが煩雑	その他
26%	17%	26%	15%	7%	28%

(出所) 令和元年度中小企業実態調査事業 (経済産業省)

(出典: 自民党税調2023.11.30)

ストックオプション税制の拡充（所得税）

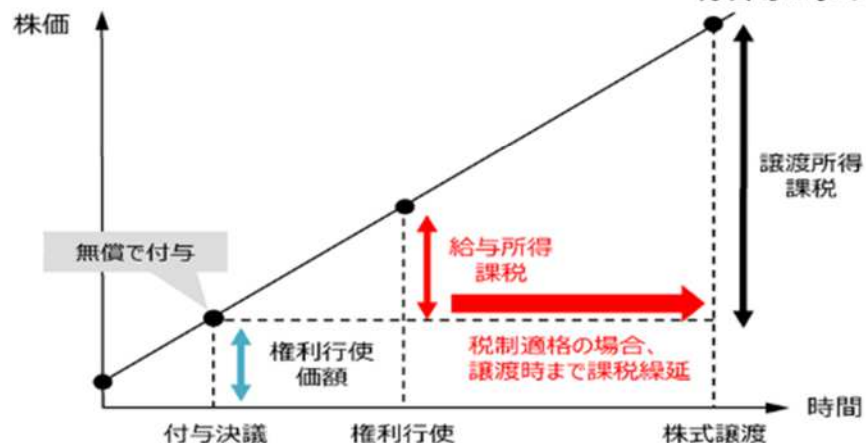
- スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資する**ストックオプション税制**について、①**発行会社自身による株式管理スキームを創設**するとともに、②**年間権利行使価額の限度額**を最大で現行の3倍となる**3,600万円へ引き上げ**、③**社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続を軽減**する等の**拡充**を行う。

現行制度

- ① **株式保管委託要件**：
非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要
- ② **権利行使価額の限度額**： 1,200万円/年
- ③ **社外高度人材**：
一定の要件を満たした社外高度人材が対象

改正概要

- ① **株式保管委託要件**： 新たな**株式管理スキーム**を創設し、発行会社による株式の管理も可能とする
- ② **権利行使価額の限度額**：
設立5年未満の会社が付与したものは、**2,400万円/年**
設立5年以上20年未満の会社*が付与したものは、**3,600万円/年**
*非上場又は上場後5年未満の上場企業
- ③ **社外高度人材**：新たに、**非上場企業の役員経験者**等を追加し、国家資格保有者等に求めていた**3年以上の実務経験の要件を撤廃**するなど、対象を拡大



税制適格ストックオプション

- 権利行使時の経済的利益には課税せず **株式譲渡時まで課税繰延**
- **譲渡所得として課税**

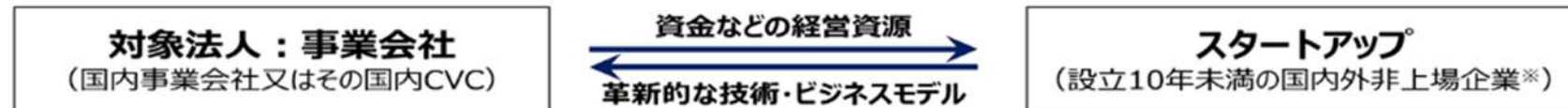
26

(出典：経済産業省「令和6年度税制改正について」)

オープンイノベーション促進税制の2年延長（法人税）

- 我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、**事業会社とのオープンイノベーションが重要**。
- また、**事業会社がスタートアップを買収**することは、**スタートアップの出口戦略の多様化の観点から重要**。
- スタートアップ育成5カ年計画における「**スタートアップ投資額10兆円規模**」の目標等の達成に向けて、オープンイノベーション促進税制の**適用期限を2年間延長**する。

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】



	新規出資型	M&A型
制度目的	スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社によるオープンイノベーションを促進	スタートアップの出口戦略の多様化を図るため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押し
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	5億円/件
所得控除	取得株式の25%を所得控除	
将来の益金算入	3年経過後の株式譲渡等の場合 益金算入不要	5年経過以降も株式譲渡等の場合 益金算入

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
 ※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

3:

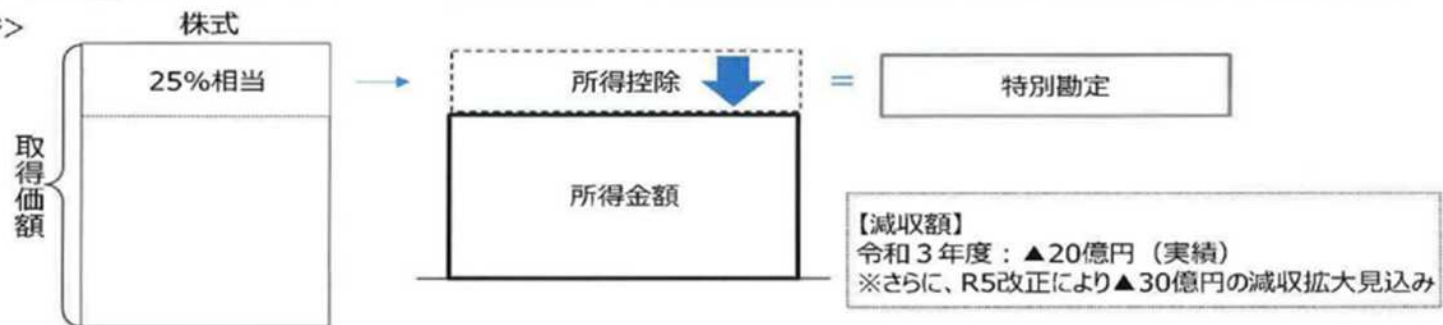
(出典：経済産業省「令和6年度税制改正について」)

○ 事業会社が、スタートアップ企業の株式を取得した場合、一定の要件の下、株式取得価額の25%相当額の所得控除を認める。

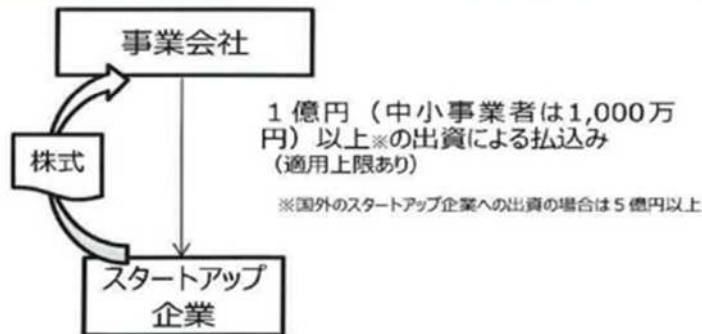
<令和2年度与党税制改正大綱（令和元年12月12日）>（抄）

新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくことが重要であり、税制においても、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、極めて異例の措置ではあるが、出資の一定額の所得控除を認める措置を設けることとする。

<適用イメージ>

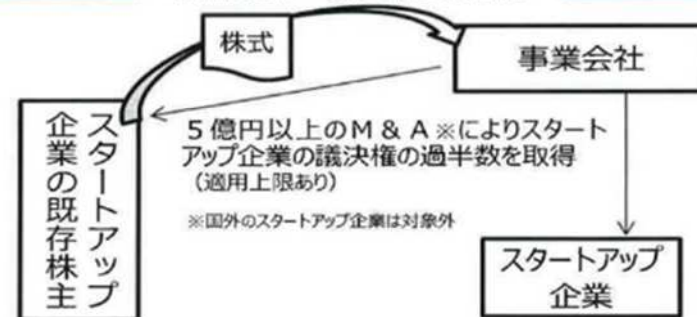


<新規出資型>



⇒ 3年間保有すれば、仮に株式を譲渡したとしても免税のままとなる仕組み。（出資を免税のまま終わらせる税制（絶対免税）は極めて異例）

<M&A型>（R5改正で追加）

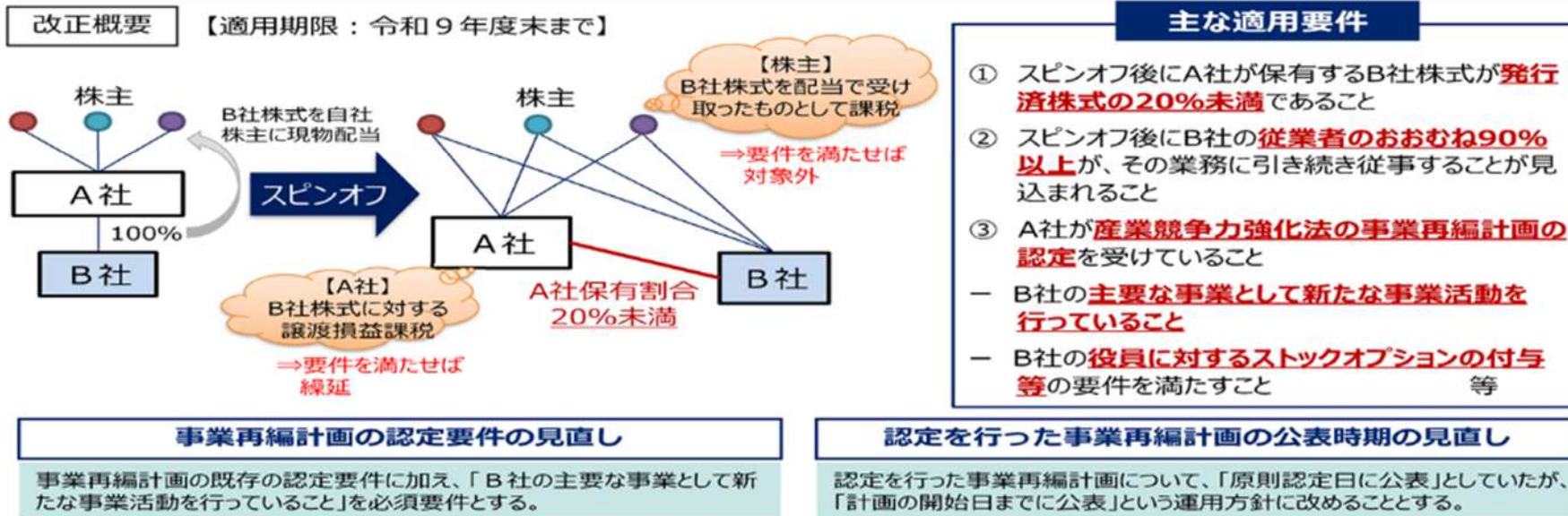


⇒ 5年以内に一定の「成長要件」（売上1.7倍以上等）を満たせば減税メリットは継続するが、譲渡等がなされれば、益金算入される（特別勘定取崩し）仕組み。

（出典：自民党税調2023.11.30）

パーシャルスピノフ税制は4年延長（所得税、法人税）

- **大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化をさらに促進することにより、我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題。**
- **事業再編は検討から完了まで数年間を要することも踏まえ、制度の予見可能性や利便性を向上するため、パーシャルスピノフ税制※の適用期限を4年間延長するとともに、所要の措置を講ずる。**
※ 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。



（出典：経済産業省「令和6年度税制改正について」）

★ソニーグループが令和5年5月に完全子会社であるソニーフィナンシャルグループのパーシャルスピノフ実施を公表したが、令和6年度からはスタートアップ事業に限られることに。

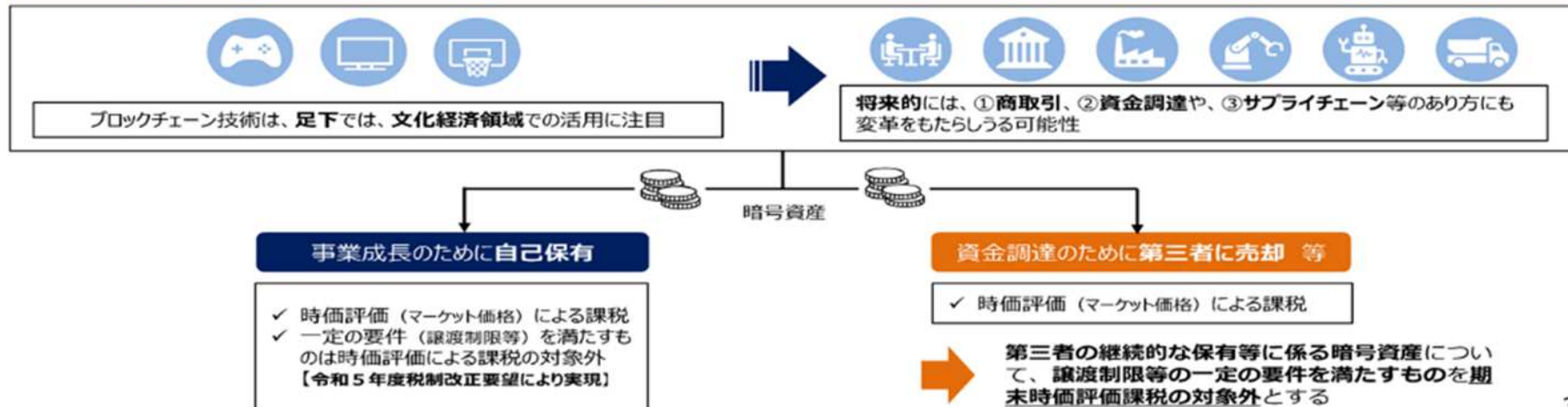
第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し（法人税）

- **内国法人が有する暗号資産***のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価し、評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）**は課税の対象とされている。**
*一定の自己発行の暗号資産を除く（令和5年度税制改正により措置）。
- **Web3推進に向けた環境整備**を図る観点から、**法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産**について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外とする。**

改正概要

法人が有する暗号資産で、以下の要件を満たす暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする。

- ① 他の者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。**
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること



3

（出典：経済産業省「令和6年度税制改正について」）

3. 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制見直しの基本的考え方

【適用状況】

- 賃上げ促進税制の令和4年度の適用実績は、足元の高い賃上げ率などを受け、適用件数・適用額ともに前年度より大幅に増加し、全体の適用件数・適用額は過去最大となる見込み。

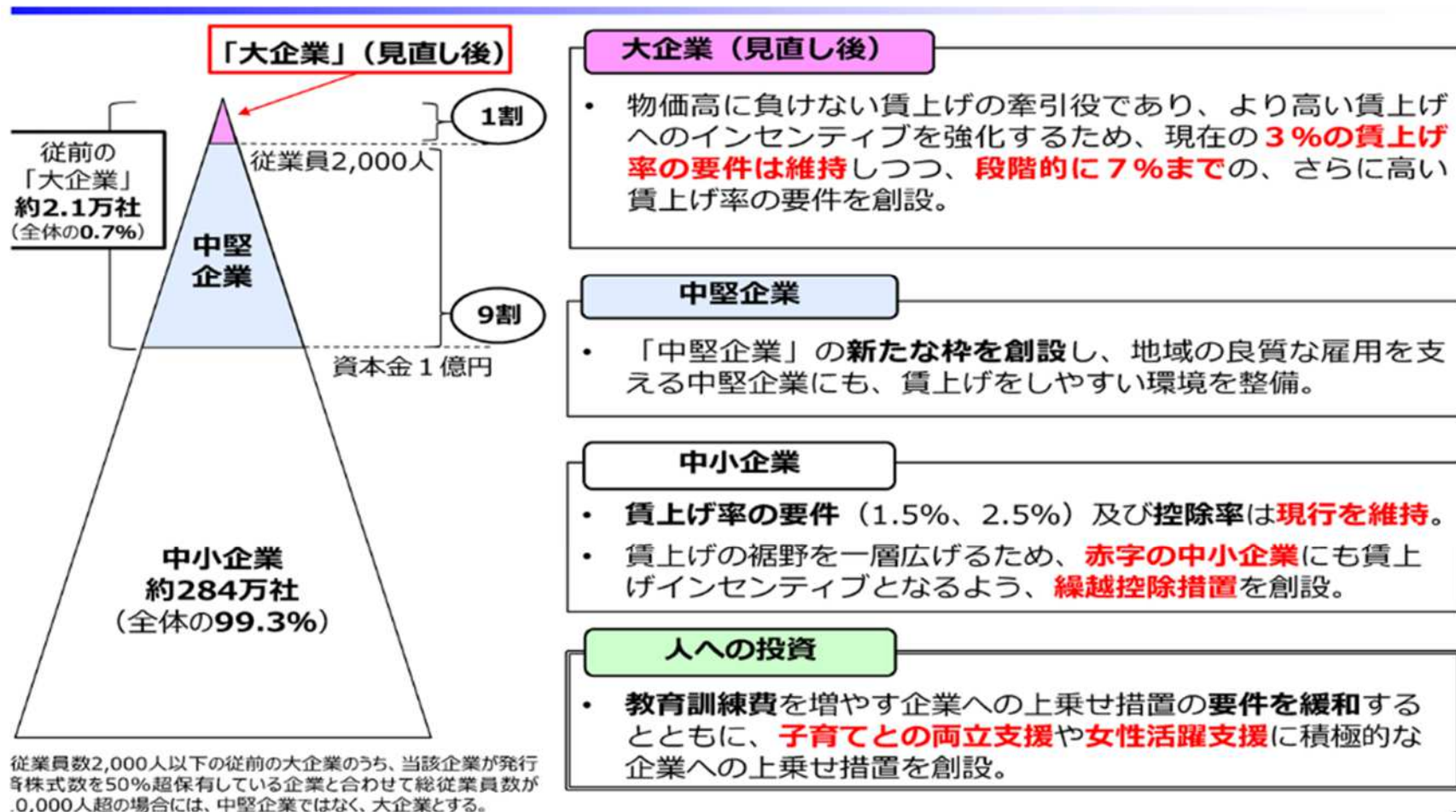
年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (見込み)
適用件数	全体	10,874件	78,261件	90,594件	99,134件	120,977件	131,201件	129,831件	99,355件	138,063件	215,104件
	うち 大法人	1,009件	4,075件	3,980件	3,787件	3,645件	2,712件	1,802件	1,114件	1,986件	4,070件
	中小法人等	9,865件	74,186件	86,614件	95,347件	117,332件	128,489件	128,029件	98,241件	136,077件	211,034件
適用金額	全体	420億円	2,478億円	2,774億円	3,184億円	3,849億円	3,525億円	2,289億円	1,650億円	2,430億円	5,134億円
	うち 大法人	288億円	1,688億円	1,724億円	1,880億円	2,034億円	1,545億円	923億円	620億円	711億円	2,484億円
	中小法人等	132億円	790億円	1,050億円	1,304億円	1,815億円	1,980億円	1,366億円	1,031億円	1,719億円	2,650億円

(注) 平成25年度から令和3年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく数値。
令和4年度の数値は、令和4年度の適用額明細書の法人からの申告データに基づき財務省主税局にて作成。
法人により申告された数値に基づくものであり、実際に適用された件数・金額とは異なりうる。

3

(出典：「財務省法人税EBPM」R5.11.7)

【賃上げ促進税制見直しの基本的考え方】



(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

賃上げ促進税制の適用要件

改正案						現行			
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	15%			25%	30%			
	+5%	20%			30%	—			
	+7%	25%			35%	—			
* プラチナくるみん or プラチナえるぼし									
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	25%			35%	30%			
* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上									
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
	+2.5%	30%			45%	40%			
* くるみん or えるぼし二段階目以上									

3年間の措置
(現行…2年間)

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

※ 控除上限：当期の法人税額の20%
※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。

(出典：財務省 令和6年度税制改正(案)について2024.1.22)

【仕事と子育ての両立や女性活躍支援の促進へのインセンティブ～「くるみん」「えるぼし」とは何か】

- 仕事と子育ての両立や女性の活躍推進に積極的な企業へのインセンティブをどうすべきか。

○くるみん 

(概要) 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定

	認定基準 (一部抜粋)	
	男性育休取得率	女性育休取得率
トライくるみん	7%	75%
<u>くるみん</u>	<u>10%</u>	<u>75%</u>
プラチナくるみん	30%	75%

○えるぼし 

(概要) 女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する認定

	基本の5つの基準	認定基準 (一部抜粋)
えるぼし (1段階目)	1. 採用 (男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上)	5基準のうち1つ又は2つを充足
<u>えるぼし (2段階目)</u>	2. 継続就業 (女性の平均勤続年数が男性の7割以上等)	<u>5基準のうち3つ又は4つを充足</u>
えるぼし (3段階目)	3. 労働時間等の働き方 (平均残業45h/月末満等)	5基準全て充足
プラチナえるぼし	4. 管理職比率 (女性の管理職比率が産業平均以上) 5. 多様なキャリアコース (正社員への転換、子育て世代女性の正社員採用)	5基準全て充足 (通常のえるぼし基準よりも厳しい基準: 女性の平均勤続年数が男性の8割以上、女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上等) かつ行動計画の目標の達成が義務

(出典: 自民党税調2023.12.7)

【賃上げ促進税制の留意点】

(1) 中小企業は、各年度において、**全雇用者給与総額の差額か、継続雇用者の給与総額の差額が有利な方が選択できる**＝中小企業要件か中堅企業要件が選択できる。 例：高年齢高給従業員が退職した年度などは注意

【租税特別措置法42の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）】

(通称「大企業向け」)

1 青色申告書を提出する法人が、・・・各事業年度（設立事業年度・・・を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該法人の・・・**継続雇用者給与等支給増加割合**・・・が百分の三以上であるとき・・・「**税額控除限度額**」を控除する。

(通称「中堅企業向け」)

2 青色申告書を提出する法人が、・・・各事業年度（設立事業年度・・・を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、当該事業年度終了の時に**特定法人に該当する場合**において、当該事業年度において当該法人の・・・**継続雇用者給与等支給増加割合**・・・が百分の三以上であるとき・・・「**特定税額控除限度額**」を控除する。

(通称「中小企業向け」)

3 **第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が**、・・・各事業年度（**前二項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度**・・・を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、・・・**雇用者給与等支給増加割合が百分の一・五以上**であるとき・・・「**中小企業等税額控除限度額**」を控除する。

5 ◆10 特定法人 常時使用する従業員の数が二千人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。

(2) 教育訓練費増加割合の要件緩和と下限規制

第1項、第2項（通称「大企業向け」「中堅企業向け」）共通 5%加算要件（イ+ロ）

イ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が**百分の十以上**であること。

ロ **教育訓練費の額の当該法人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上**であること。

第3項（通称「中小企業向け」） 10%加算要件

イ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の五以上であること。

ロ 教育訓練費の額の当該中小企業者等の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

★上乗せ措置②については、改正前は、前事業年度の教育訓練費の額が0円の場合は、僅かな教育訓練費の増加でも適用が可能な状態になっていたため、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であることが要件として追加されたことに注意。

(3) 新設された繰越控除制度の理解

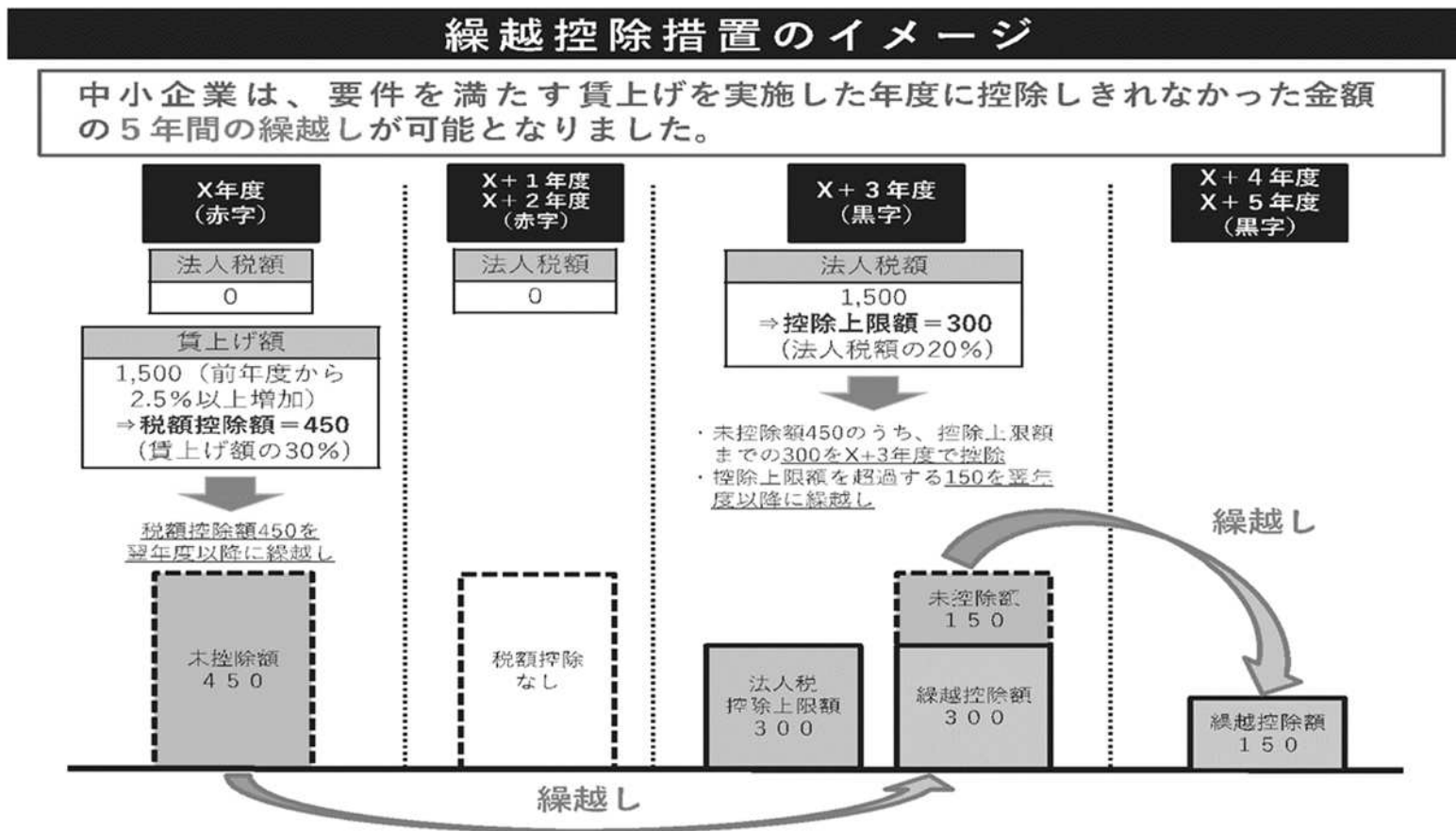
【租税特別措置法42の12の5】

4 青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前三項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 ◆12 繰越税額控除限度超過額 法人の適用年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（当該適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

8 第四項の規定は、第三項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の・・・確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

★繰越欠損金控除後の法人税額の20%から当該年度の「中小企業等税額控除限度額」を差し引いても余裕枠がある場合がそれほどあるのか？



(出典：清文社「令和6年度税制改正の要点解説」)

マルチステークホルダー方針（対象範囲の拡大等）

- 適切な価格転嫁の重要性も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、現行のマルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。



- 同方針の公表・届出の期限について、改正前は「適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日まで」が、公表期限については「適用事業年度終了の日まで」に前倒しされる見込み。

減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

- ・収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資に消極的な企業に対する働きかけを強化する観点から、**特定税額控除規定の不適用措置**について、適用期限を**3年間延長**するとともに、**要件を見直し**。

○ 特定税額控除規定の不適用措置（税制措置） **適用期限：令和5年度末 → 令和8年度末**

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げ・投資に消極的な大企業（下記①～③の全てを満たす大企業）

- ①**所得金額**：対前年度比で増加
- ②**継続雇用者の給与等支給額**
 - ・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下
 - ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満
 - ・大企業（常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満 **【追加】**
- ③**国内設備投資額**
 - ・当期の減価償却費の3割以下
 - ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員2,000人超で、前年度が黒字の場合）：当期の減価償却費の**4割以下** **【追加】**



不適用

租税特別措置
(以下の税額控除)

- ・研究開発税制
- ・地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制
- ・5G導入促進税制
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- ・カーボンニュートラル投資促進税制

(出典：財務省 令和6年度税制改正(案)について2024.1.22)

賃上げ促進税制の適用実績等

<適用額実績>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

<令和6年度改正後(平年度)>

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

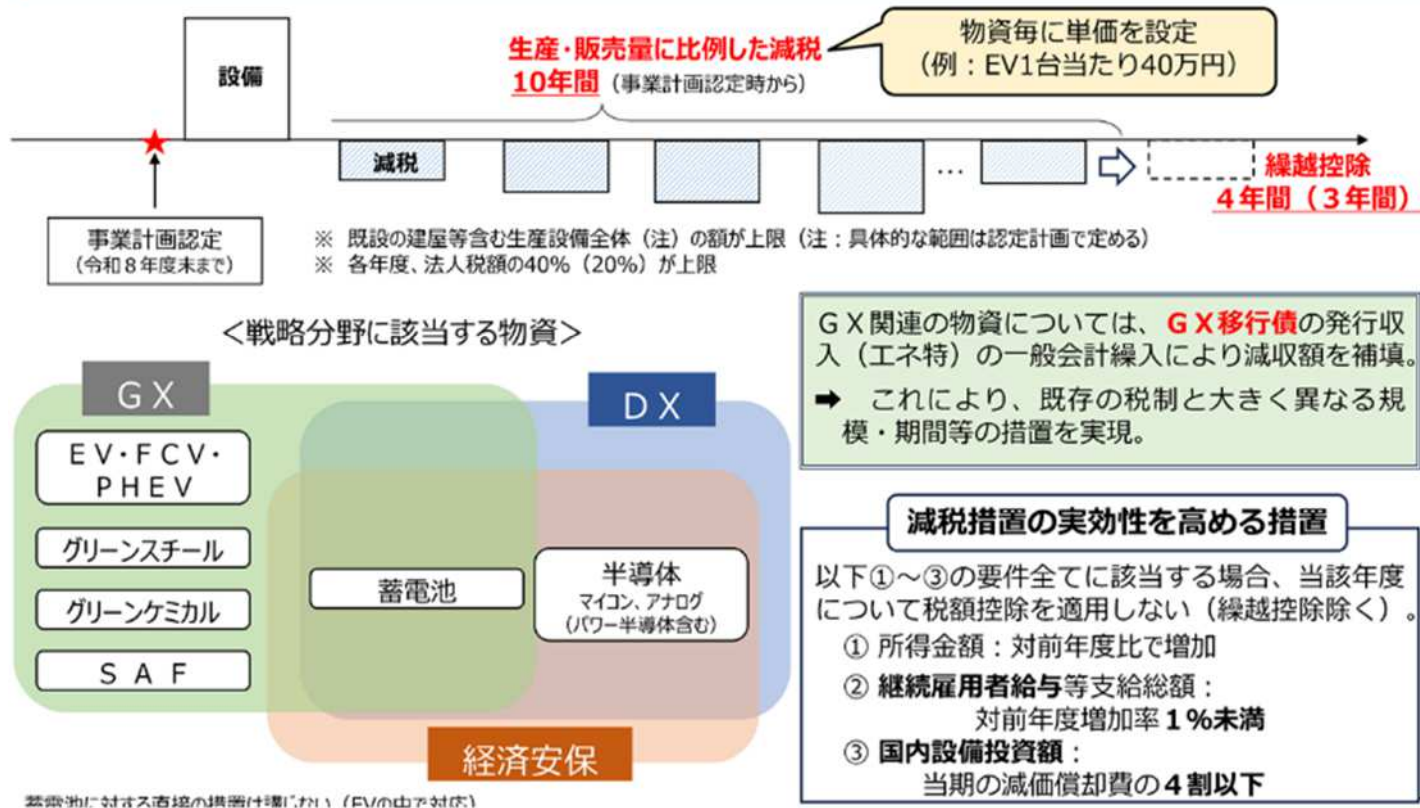
(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業(資本金1億円超)のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

(出典: 財務省 令和6年度税制改正(案)について2024.1.22)

4. 戦略分野国内生産促進税制

戦略分野国内生産促進税制の創設

- 民間として事業採算性に乗りにくいのが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



(出典: 財務省 令和6年度税制改正 (案) について2024.1.22)

○ 戦略分野国内生産促進税制における対象物資及び単位当たり控除額

物資		物資のスペック	単位あたり控除額※2
EV等・蓄電池※1	EV	乗用車・商用車（二輪は対象外） 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件を課すことを検討	40万円／1台
	FCV		40万円／1台
	軽EV・PHEV		20万円／1台
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品	2万円／1トン
グリーンケミカル		従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）に原料転換することで生産される化学品	5万円／1トン
SAF		ASTM（国際規格であり、航空機燃料の品質規格）D7566の規格を満たした航空機燃料	30円／1リットル
半導体※3	マイコン	28-45nm相当	1.6万円／1枚
		45-65nm相当	1.3万円／1枚
		65-90nm相当	1.1万円／1枚
		90nm以上	7千円／1枚
	アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円／1枚
		パワー（SiC・GaN）	2.9万円／1枚
		イメージセンサー	1.8万円／1枚
		その他	4千円／1枚

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。

※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。

※4 繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。

※5 GX移行債の発行収入で減収補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

（出典：財務省 令和6年度税制改正（案）について2024.1.22）

5. イノベーションボックス税制

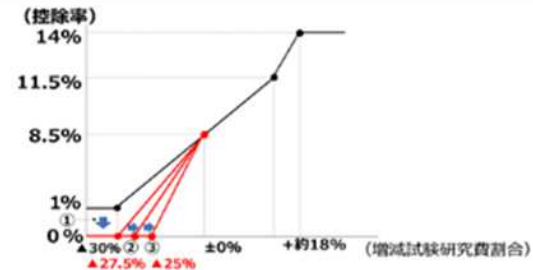
イノベーションボックス税制の創設

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる一定の所得について、所得控除を行う。
 - 対象知的財産：特許権、AI関連のプログラムの著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）
 - 対象所得：譲渡所得、ライセンス所得（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
 - 所得控除率：30%
 - 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- ➔ イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。



減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に引下げ（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）。

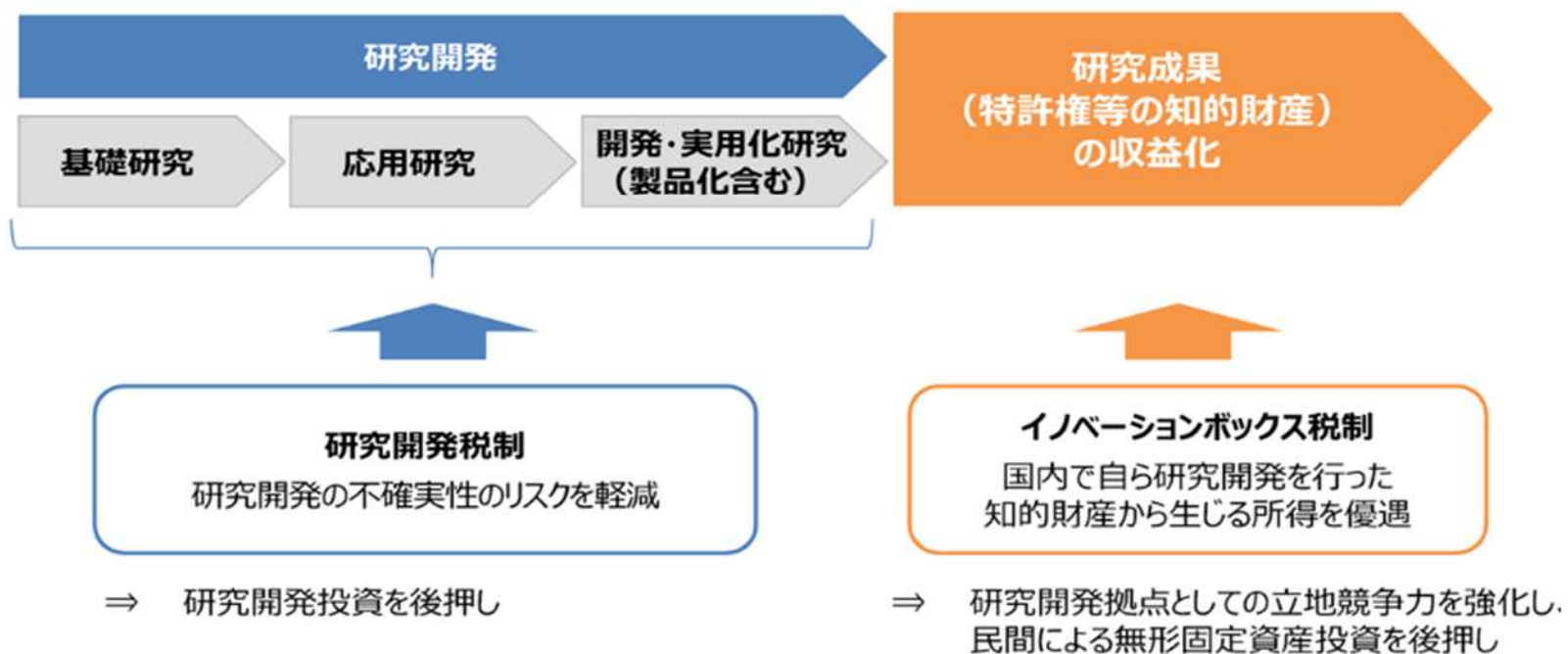


（出典：財務省 令和6年度税制改正（案）について2024.1.22）

○ 研究開発税制とイノベーションボックス税制の関係

- 研究開発税制は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し研究開発投資を促進するもの。
- 一方で、イノベーションボックス税制は、研究開発の成果の収益化の段階に着目し、特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇する制度。

<イメージ図>



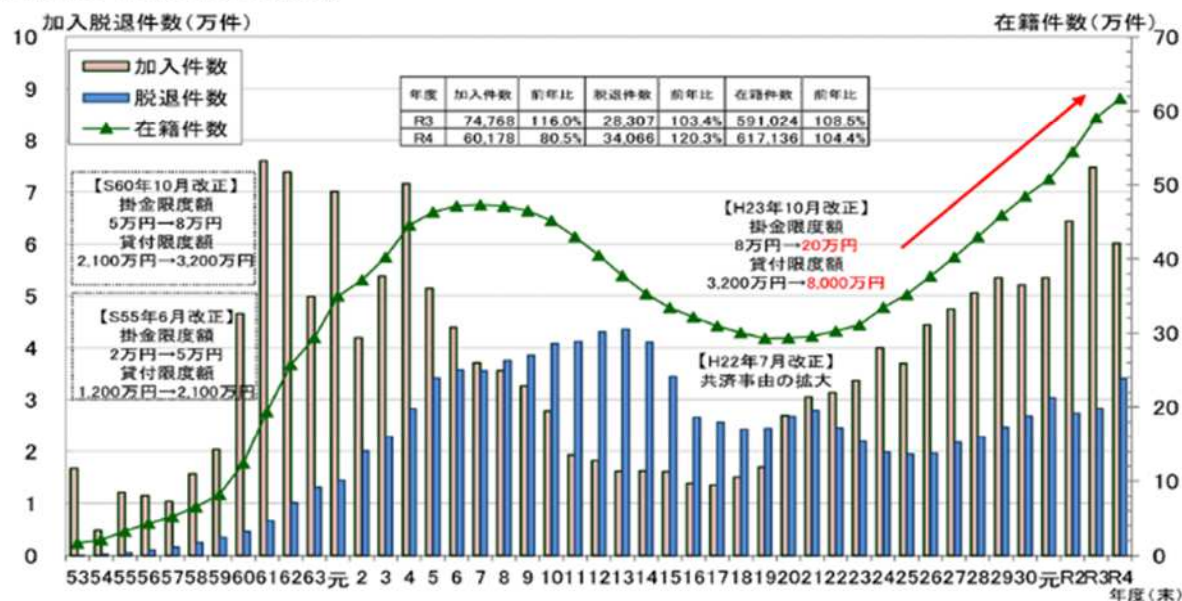
(出典：財務省 令和6年度税制改正(案)について2024.1.22)

6. 倒産防止共済の再加入の廃止

中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応

- 平成23年10月に掛金積立限度額を増額（320万円→800万円）して以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が急増している。

加入・脱退・在籍件数の推移



脱退件数の推移

年度	脱退件数
H 20年	26,773
21年	27,884
22年	24,549
23年	21,935
24年	19,902
25年	19,509
26年	19,639
27年	21,807
28年	22,888
29年	24,678
30年	26,834
R 元年	30,331
2年	27,376
3年	28,307
4年	34,066

共済金貸付の推移

	H20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
件数 (件)	5,391	4,116	2,476	2,183	1,716	1,218	853	689	460	366	387	353	151	98	150
金額 (百万円)	48,671	34,151	19,455	16,733	13,999	10,607	8,146	7,133	5,201	3,907	4,835	4,558	2,647	1,513	1,757

(出典：令和6年1月中小企業庁)

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

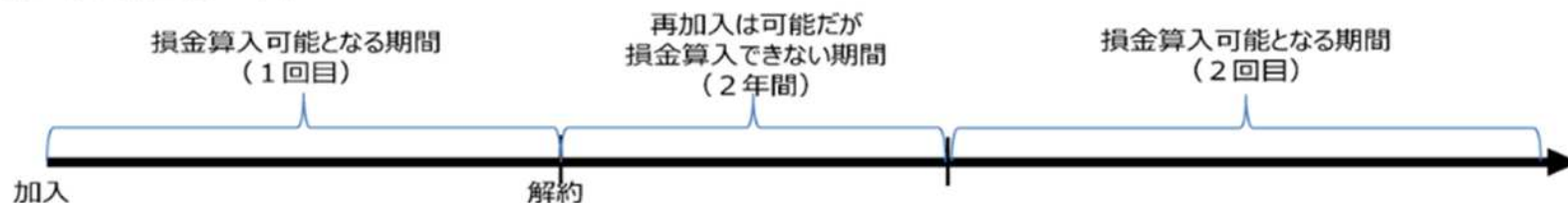
- 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

（出所）令和6年度税制改正大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

（参考：改正イメージ）



（出典：令和6年1月中小企業庁）

7. 交際費等の損金不算入制度の見直し

- 租税特別措置法上、交際費等※については、損金不算入が原則。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要であるため、定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置を3年間延長する。
- また、会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る基準（1人あたり5,000円以下）の1万円への引上げを行う。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和8年度末】



※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。

1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを**1万円に引上げ**。

（出典：経済産業省令和6年度税制改正について）

8. 少額減価償却資産の損金算入特例制度の延長

損金算入特例の延長(所得税も同様)

- 中小企業者等が**30万円未満の減価償却資産**を取得した場合、**合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)**することが可能。
- インボイス制度の導入等により事務負担が増加する中で、①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和7年度末】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	 合計300万円まで  本則※2
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

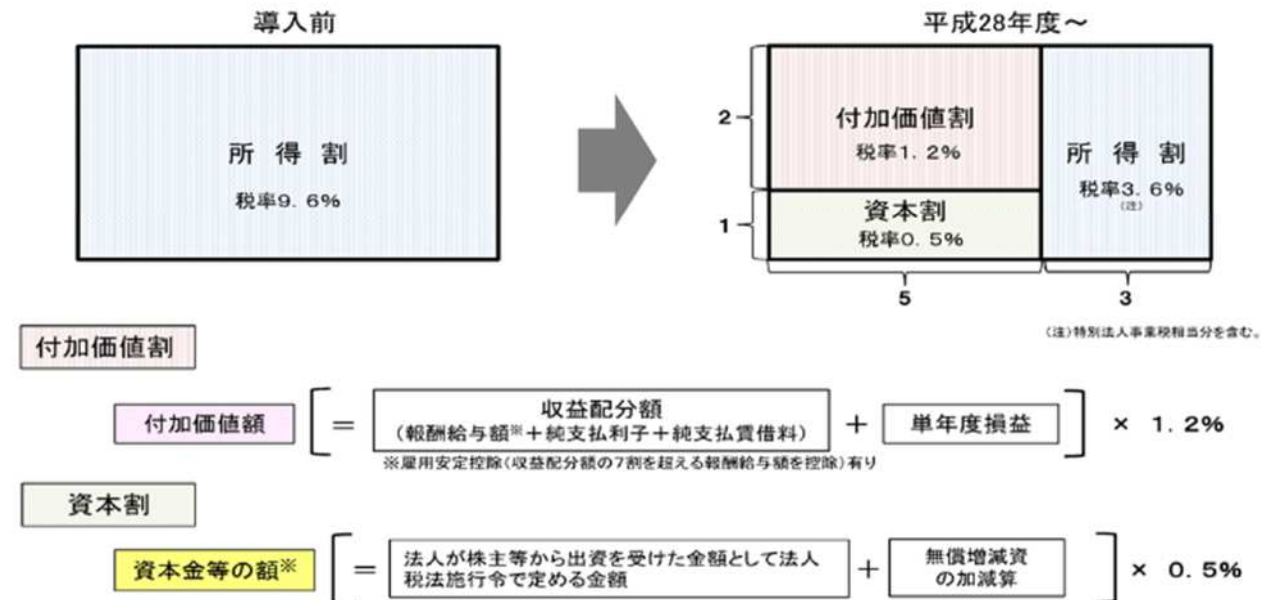
※3 従業員数については、中小企業者は500名以下、**出資金等が1億円超の組合等は300名以下**が対象

(出典：経済産業省令和6年度税制改正について)

9. 外形標準課税の見直し

(1) 法人事業税の外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、資本金1億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
- 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。
 $\textcircled{16}\sim\textcircled{26} \quad 2/8 \Rightarrow \textcircled{27} \quad 3/8 \Rightarrow \textcircled{28}\sim \quad 5/8$

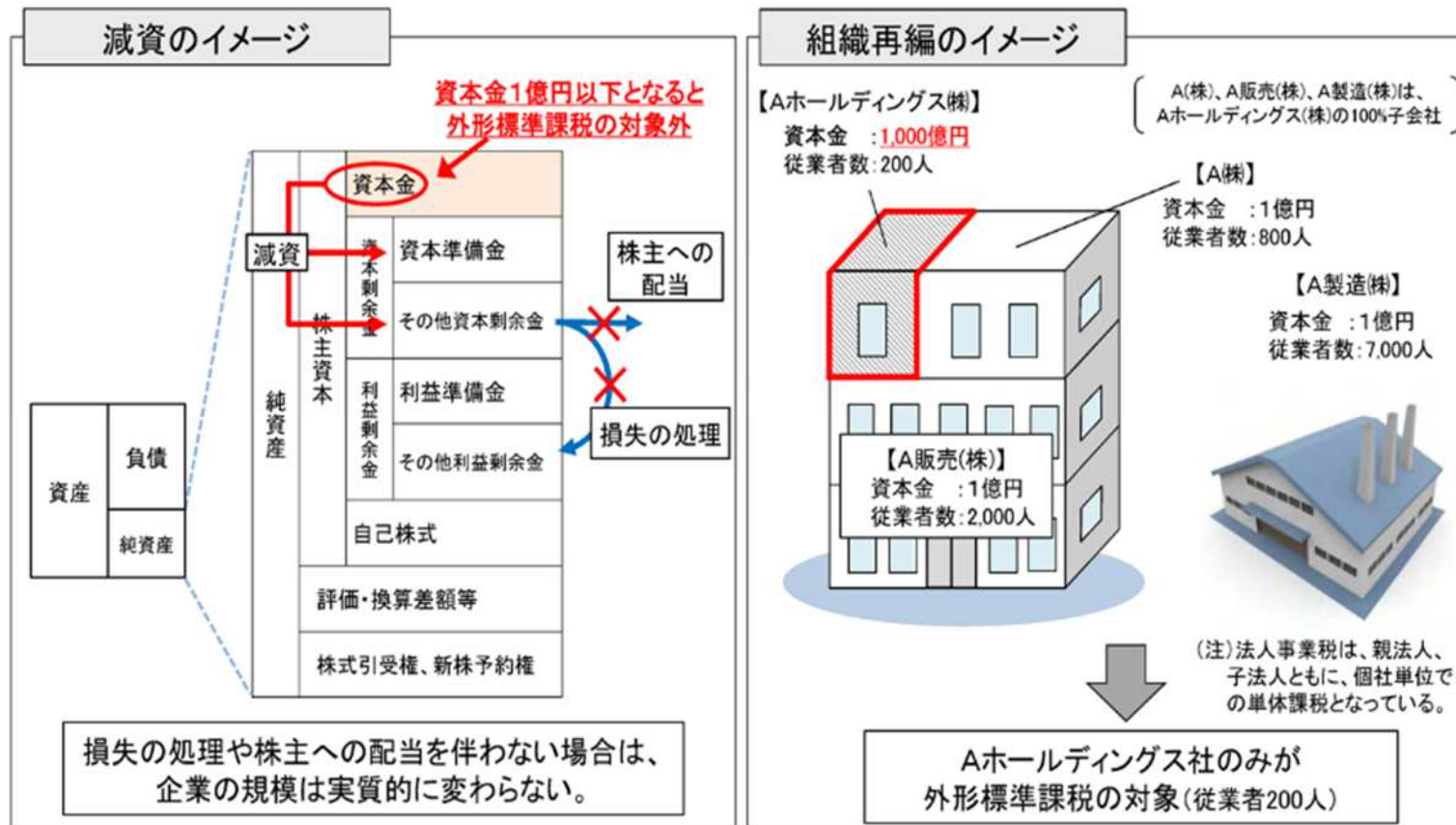


★外形標準課税の対象法人数は平成18年度をピーク（29,618社）に減少傾向が継続。令和4年度は18,832社（1万社の減少）。

JTB、ANA、HISなどなど中小企業化！

(出典：総務省令和6年度地方税制改正について2024.1.22)

(2)外形標準課税に関する課題 減資と組織再編



(出典：総務省令和6年度地方税制改正について2024.1.22)

(3) 減資への対応

- 外形標準課税について、現行基準(資本金1億円超)を維持する。
- ただし、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

⇒ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人については、現行基準に該当しない限り、引き続き外形標準課税の「対象外」。

⇒ 改正後に新設される法人については、現行基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※外形法人・非外形法人の判定は事業年度末に行う。



(施行期日・経過措置)

- 令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。
- 公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする所要の措置を講ずる。

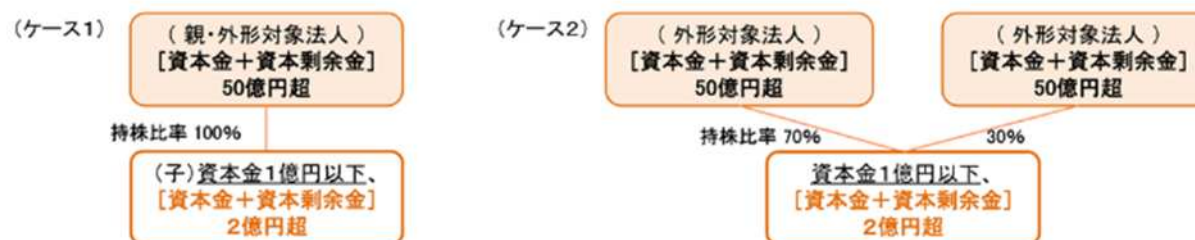
(出典：総務省令和6年度地方税制改正について2024.1.22)

(4) 100%子会社等への対応

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(以下「特定法人」という。)の100%子法人等(※1)のうち、
資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする(※2)。

※1 特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人(ケース1)又は100%グループ内の複数の特定法人に株式の全部を保有されている法人(ケース2)

※2 特定法人が外形標準課税の対象外である場合には、その100%子法人等はこの措置により外形標準課税の対象とはしない。



(中堅企業等のM&Aに係る配慮措置)

- 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となつた法人等(※1)について、上記にかかわらず、5年間、外形標準課税の対象外とする特例措置(※2)を設ける。

※1 特別事業再編計画の認定を受けた事業者が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含む。

※2 当該100%子会社等が、現行基準(資本金1億円超)又は「1. 減資への対応」により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

(施行期日・経過措置)

- 令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。
- 上記改正により、新たに外形標準課税の対象法人となつたことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置を講ずる。
- ・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
 - ・ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減

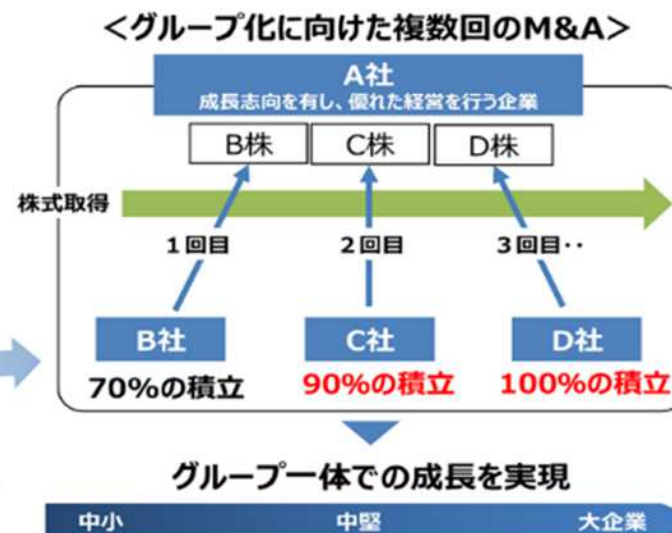
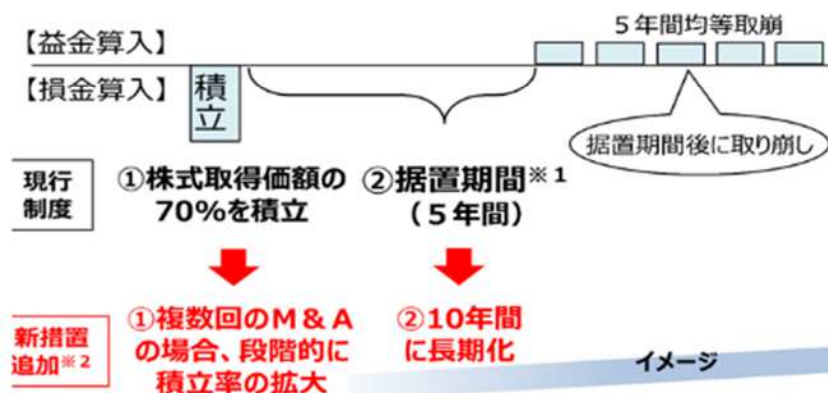
(出典：総務省令和6年度地方税制改正について2024.1.22)

10. 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長

- 現行制度は、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、株式譲渡によるM & Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

<改正案（計画の認定期限：令和9年3月31日まで延長）>



※ 1 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※ 2 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。

(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

1 1 . 事業承継税制

特例承継計画の提出期限の延長

税制改正大綱では、

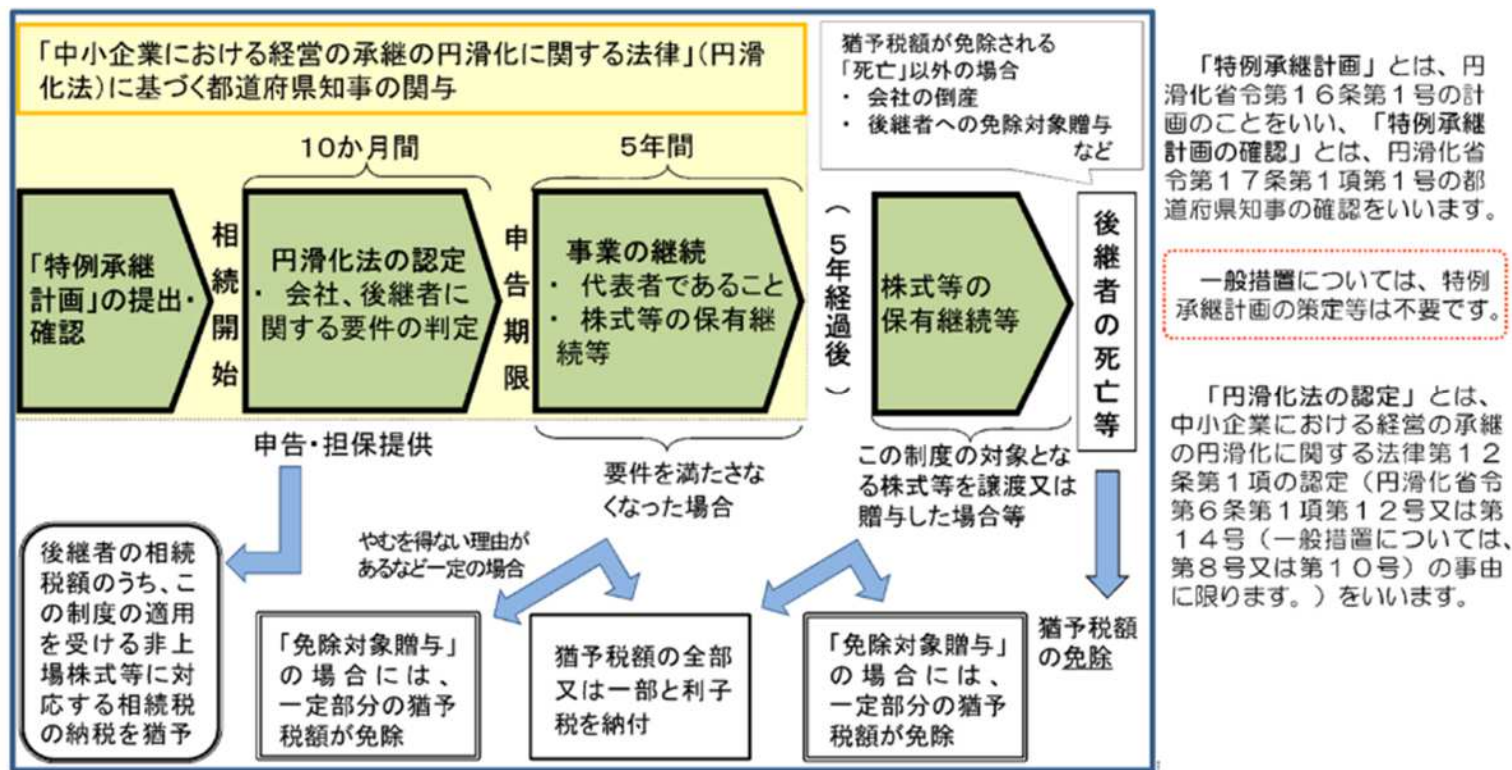
「法人版事業承継税制については、平成 30年 1月から 10年間の特例措置として、令和 6年 3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、**特例承継計画の提出期限を令和 8年 3月末まで 2年延長**する。

この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、**令和 9年 12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。**

あわせて、個人版事業承継税制における**個人事業承継計画の提出期限についても 2年延長**する。事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待する。」

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

○ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（措置法70の7の6～70の7の8）概要



（出典：国税庁税務署パンフレット）

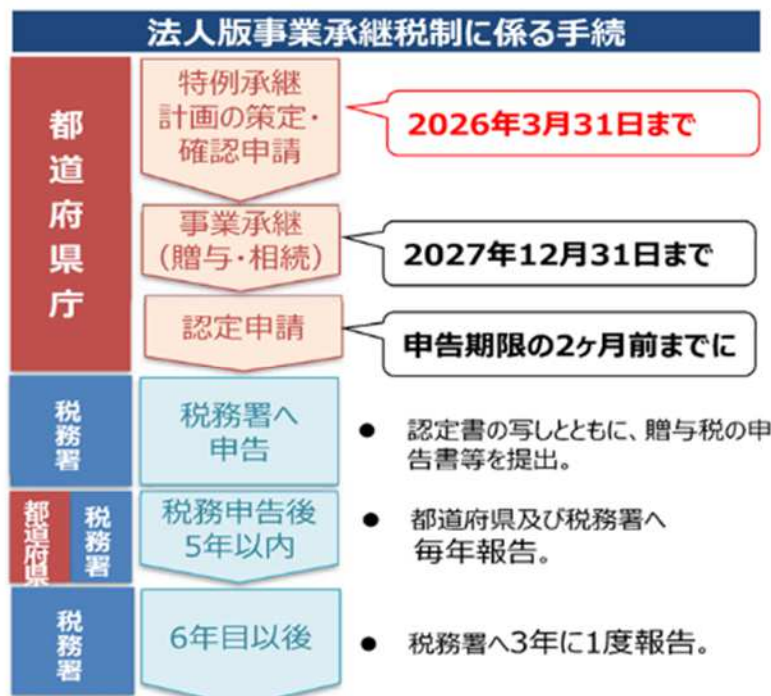
★令和5年度は性加害問題で揺れるジャニーズ事務所が、相続税の面からも注目されていた。先代から承継した株式の相続税納税が猶予・免除される「事業承継税制」の特例措置を受けていることが明らかになったからだ。事業承継税制の特例は比較的適用要件が厳しく、クリアしないと数百億円にのぼるともいわれる相続税の納税が必要となる。

- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の**特例承継計画の提出期限を2年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

改正概要

※赤字が改正箇所

【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも**令和7年度末**】



1

(出典：経済産業省令和6年度税制改正について)

12. 不動産税制

1. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長

住宅取得環境が悪化する中、住宅取得に係る負担の軽減及び良質な住宅の普及を促進するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等を3年間延長する。

要望の結果

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、以下のとおり3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)延長する。

贈与税非課税限度額

質の高い住宅	一般住宅
1,000万円	500万円

床面積要件

50㎡以上

※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。

質の高い住宅の要件

以下のいずれかに該当すること。(変更点は赤字)

新築住宅	①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上
既存住宅・増改築	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上

(参考)改正前(令和4・5年受贈)

新築住宅	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上
既存住宅・増改築	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上

(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

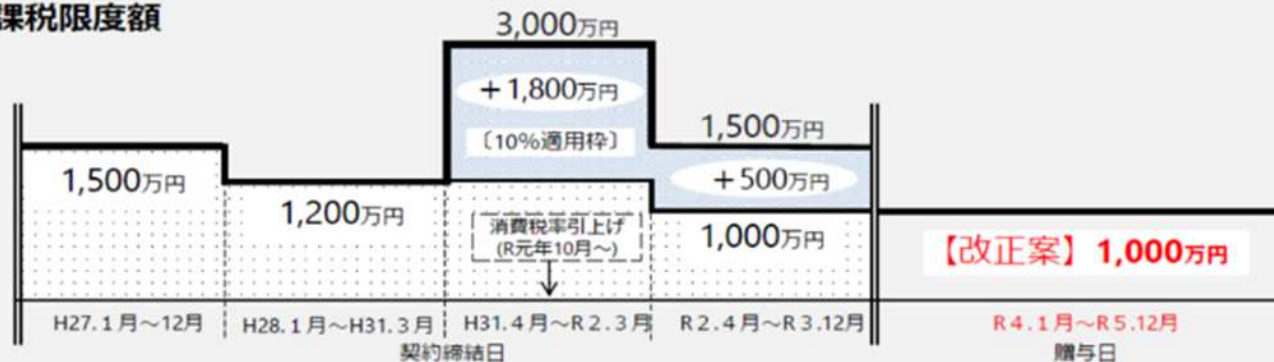
【改正前制度及び非課税限度額の推移】

親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
 （平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）⇒【改正案】令和5年12月31日まで2年延長

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額



- (注) 1 上回は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
 2 受贈者の年齢要件：20歳 ⇒【改正案】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）
 3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内 又は ②耐震基準に適合していることが必要。
 ⇒【改正案】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。
 4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。
 ⇒【改正案】令和5年12月末まで2年延長。
 5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

（出典：財務省「令和4年度税制改正について」）

2. 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度、を3年間延長する。

施策の背景

- ・全国的に地価は緩やかに上昇しており、固定資産税(商業地等)は、現行措置を縮小等しなくても、過去最大の増収幅での自然増収となる見込み。
- ・足元の経済は、倒産件数が20か月連続で増加するなど予断を許さない状況。
- ・負担調整措置の廃止等を行えば、既に物価高騰などに苦しむ経営者を更に苦しめ、設備投資までも冷え込ませかねない。
- ・成長に必要な前向きな投資を促進し、経済回復の歩みを着実なものとするためにも、負担調整措置等の延長は必要。



要望の結果

特例措置の内容

① 負担調整措置

商業地等及び住宅用地について、負担水準(=前年度の課税標準額÷評価額)に応じて、課税標準額を調整。

<商業地等>

ア 負担水準が70%以上

イ 負担水準が60%以上70%未満

ウ 負担水準が60%未満

<住宅用地>

ア 負担水準が100%以上

イ 負担水準が100%未満

課税標準額の算定方法

- ア : 評価額の70%
- イ : 前年度の課税標準額と同額(評価額の60%~70%に据置)
- ウ : 前年度の課税標準額に「評価額の5%」を加算した額(評価額の60%が上限)
- ア : 評価額の100%
- イ : 前年度の課税標準額に「評価額の5%」を加算した額

② 条例減額制度

- ・商業地等について、課税標準額の上限を「評価額の60~70%の範囲で条例で定める値」とすることができる。
- ・住宅用地及び商業地等について、課税標準の対前年度増加率に上限(1.1以上で条例で定める割合)を設けることができる。

結果

現行の負担調整措置、条例減額制度を、3年間(令和6年4月1日~令和9年3月31日)延長する。

(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

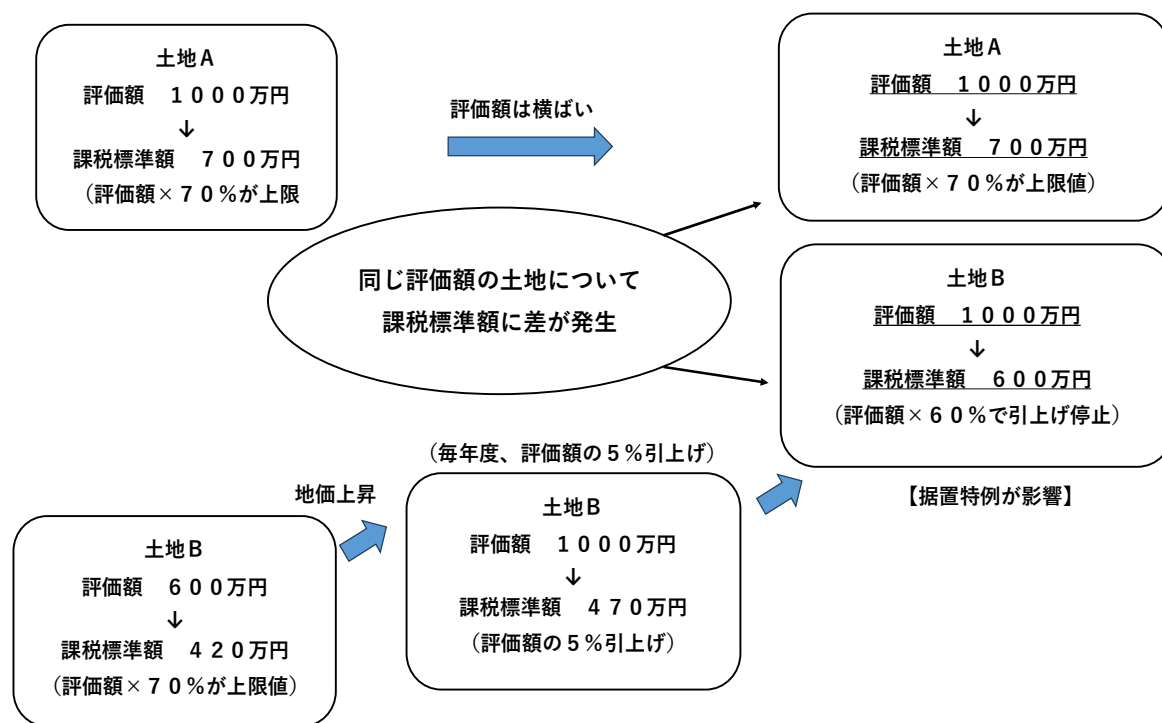
(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度は、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置き、令和4年度は、商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減（改正前5%を2.5%へ半減）させる特別な措置が講じられた。しかしながら、令和5年度については、規定通りの負担調整措置（課税標準額の上昇幅は評価額の5%）が適用された。

土地に係る固定資産税については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至ったが、近年の地価上昇により、令和5年度の負担水準は、据置ゾーン内にある土地の割合が低下し、再びばらついた状態となっている。

(2) 据置ゾーン内における負担水準の不均衡

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められ引き続き検討を行うこととされた。



(3) 留意点

固定資産税の課税標準額については、右図のように負担調整措置及び条例減額制度があるが、固定資産税評価額は3年に一度の評価替えにより上昇が見込まれ、令和6年度は、相続税等の土地の評価額、不動産取得税・登録免許税の対象額が上昇することに留意。

3. 住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)						
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。						
		<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率：0.7%						与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
		既存住宅	10年			
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合、 <u>2024(R6)年までに建築確認：40㎡</u> 【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))				
					与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

【改正の背景】

厚生労働省が令和6年2月に発表した人口動態統計の速報値（外国人らを含む）によると、2023年に生まれた赤ちゃんの数（出生数）は過去最少の75万8631人だった。初めて80万人を割った22年から5.1%減り、少子化が一段と進んだ。今後発表する日本人だけの出生数は70万人台前半への落ち込みが確実な情勢だ。婚姻数も90年ぶりに50万組を割った。死亡数は過去最多の159万503人となり、出生数を引いた人口の自然減は83万1872人と最大の減少幅になった。

（1）子育て世代への税制面の支援 その1

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況も踏まえ、子育て世代への税制面の支援を強化するため、子育て世代及び若者夫婦世帯に限り現在の制度を維持する方針となった。省エネ住宅の住宅借入金等限度額は、令和4年税制改正により令和4年から令和7年入居の場合に適用される住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の制度が見直され、令和6年から住宅等の区分及び居住年に応じて借入限度額や控除期間が変わり、引き下げが予定されていた。

しかし、特例対象個人（※）が認定住宅等の新築等をして、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間）に居住の用に供した場合には、令和6年に限り一定の上乗せ措置を講ずることで、令和4、5年入居の場合の水準を維持することになった。そのほかの世帯についての変更はなく、予定通り令和6年から引き下げられる。また、今回の改正によって子育て世代の住宅借入金等特別控除の制度が維持されたのは、認定住宅等の新築等の場合であって、中古住宅については今回の改正による上乗せ措置はない。

※ 特例対象個人

①個人で、**年齢40歳未満であって配偶者を有する者**

②**年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者**

現在子育て中の世帯だけではなく、今後子育ての可能性のある世帯も含まれている。この場合において、**年齢40歳未満・年齢19歳未満であるかどうかの判定、その個人の配偶者または扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日基準。**

（2）子育て世代への税制面の支援 その2 次項

子育て世代に対する優遇措置は住宅ローン控除にとどまらず、**リフォーム支援についても見直された。**

4. 既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長（所得税）

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、**住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減**を図る必要がある。
- ⇒ **子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境を改善**。

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「**こども未来戦略方針**」に沿って、**政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる**。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まい**と周辺環境の観点から応援する「**こどもまんなかまちづくり**」を推進する

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

- …**子育てにやさしい住まいの拡充**を目指し、**住宅支援を強化**する。具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用を進める**。

要望の結果

- ① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- ② **子育て世帯等^{※1}が子育てに対応した住宅へのリフォーム^{※2}を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等^{※3}を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)**

与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円) ^{※4}
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円) ^{※4}
子育て【拡充】	250万円	25万円

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)

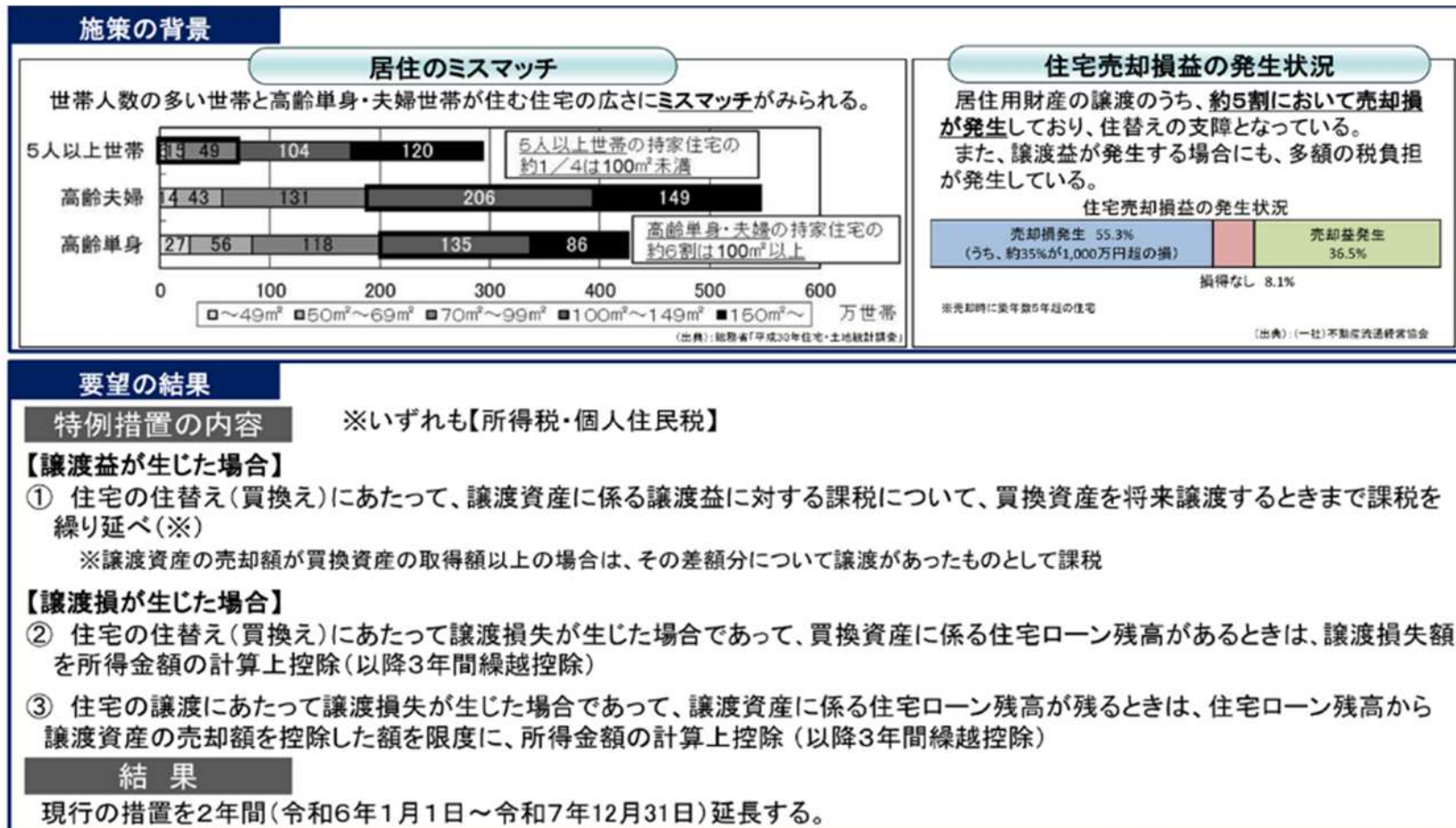
※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除 ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

子育てに対応した住宅への 主なリフォームイメージ



(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

5. 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（所得税・個人住民税）



(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

上記① マイホーム買換え時の「譲渡益」に対する課税の繰り延べ特例の適用を受けるための要件

- (1) 自分が住んでいる家屋を売るか、家屋とともにその敷地や借地権を売ること。なお、以前に住んでいた家屋や敷地等の場合には、**住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売る**こと。
- (2) 売った年、その前年および前々年にマイホームを譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例またはマイホームを売ったときの軽減税率の特例もしくはマイホームの譲渡損失についての損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けていないこと。
- (3) 売ったマイホームと買い換えたマイホームは、**日本国内**にあるものであること。
- (4) **売却代金が1億円以下**であること（前々年から翌々年までの5年間に分割して売却した部分も含めた売却代金により行う）。
- (5) 居住期間が10年以上で、かつ、売った年の1月1日において売った家屋やその敷地の**所有期間が共に10年を超える**ものであること。
- (6) **買い換える建物の床面積が50平方メートル以上のものであり、買い換える土地の面積が500平方メートル以下**のものであること。
- (7) マイホームを**売った年の前年から翌年までの3年の間にマイホームを買い換える**こと。
- (8) 買い換えるマイホームが、建築後使用されたことのない住宅である場合において、令和6年1月1日以後に入居（または入居見込み）であるときには、特定居住用家屋に該当するもの以外のものであること。
- (9) 買い換えるマイホームが、耐火建築物の中古住宅である場合には、**取得の日以前25年以内**に建築されたものであること、**または一定の耐震基準を満たす**ものであること。
- (10) 買い換えるマイホームが、耐火建築物以外の中古住宅である場合には、**取得の日以前25年以内**に建築されたものであること、**または、取得期限までに一定の耐震基準を満たす**ものであること。
- (11) 親子や夫婦など**特別の関係がある人に対して売ったものでない**こと。

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、入居した年、その前年または前々年に、このマイホームを買い換えたときの特例の適用を受けた場合には、その適用を受けることはできません。

また、入居した年の翌年から3年目までのいずれかの年中に、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる資産以外の資産を譲渡し、この特例の適用を受ける場合にも、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

上記② マイホーム買換え時の「譲渡損失」の損益通算及び繰越控除特例の適用を受けるための要件

- (1) 自分が住んでいるマイホームを譲渡すること。なお、以前に住んでいたマイホームの場合には、**住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。**
- (2) 譲渡の年の1月1日における**所有期間が5年を超える資産**（旧居宅）で日本国内にあるものの譲渡であること。
- (3) 災害によって滅失した家屋で当該家屋を引き続き所有していたとしたら、譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超える家屋の敷地の場合は、その敷地を**災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売る**こと。
- (4) **譲渡の年の前年の1月1日から売却の年の翌年12月31日までの間に日本国内にある資産（新居宅）で家屋の床面積が50平方メートル以上であるものを取得すること。**
- (5) 買換資産（新居宅）を取得した年の翌年12月31日までの間に居住の用に供することまたは供する見込みであること。
- (6) 買換資産（新居宅）を取得した年の12月31日において買換資産について**償還期間10年以上の住宅ローンを有すること。**

上記③ 住宅ローンが残っているマイホームの「譲渡損失」の損益通算及び繰越控除特例の適用を受けるための要件

住宅ローンのあるマイホームを住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）することができる。さらに損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年間繰り越して控除（繰越控除）することができる。この特例は、新たなマイホーム（買換資産）を取得しない場合であっても適用することができる。

要件

- ・ 譲渡したマイホームの売買契約日の前日において、そのマイホームに係る償還期間10年以上の住宅ローンの残高があること。
- ・ マイホームの譲渡価額が上記の住宅ローンの残高を下回っていること。

マイホームの売買契約日の前日における住宅ローンの残高から売却価額を差し引いた残りの金額が、損益通算の限度額となる。

6. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）

施策の背景

- 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- 既存住宅活用型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状
- ➡ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要

【住生活基本計画における目標】

令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)

- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

要望の結果

特例措置の内容

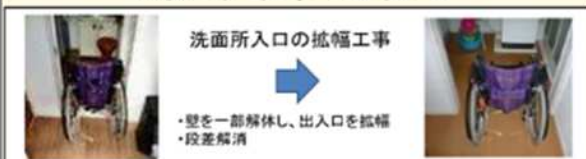
■ 工事翌年度^{※1}の固定資産税の一定割合を減額

項目	減額割合	適用期限
耐震	1/2を減額	R6.3.31
バリアフリー	1/3を減額	
省エネ	1/3を減額	
長期優良住宅化 ^{※2}	2/3を減額	

※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2を減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3を減額・翌々年度1/2を減額

※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

バリアフリーリフォームのイメージ

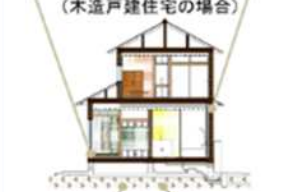


洗面所入口の拡張工事


- ・壁を一部解体し、出入口を拡張
- ・段差解消

長期優良住宅化リフォームの認定基準


- ① 耐震性の確保
- ② 省エネルギー性の確保
(木造戸建住宅の場合)
- ③ 劣化対策
- ④ 維持管理・更新の容易性の確保
- ⑤ 災害リスクへの配慮



耐震リフォームのイメージ




共同住宅
(外付けフレーム補強)



戸建住宅
(筋交いの設置等)

省エネルギーリフォームのイメージ

高断熱窓に取替え



複層ガラス

板ガラス
スペーサー
乾燥剤
封着剤

結果

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

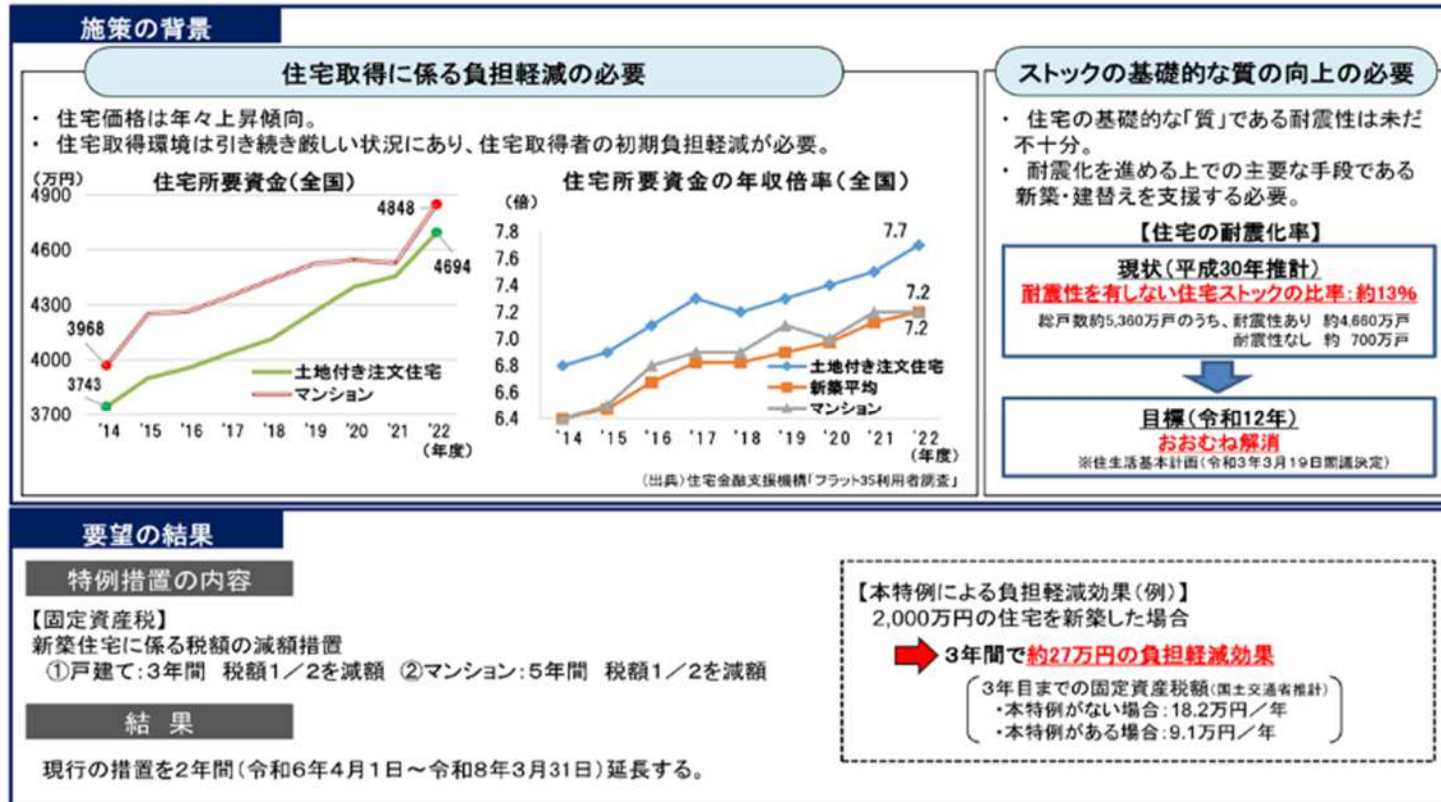
(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

7. 省エネ性能に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

施策の背景	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて2030年度に温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すため、家庭部門のCO2排出量を2030年度に66%削減(2013年度比)する目標を掲げている。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)) ○ 地球温暖化対策計画等も踏まえ、改正建築物省エネ法が令和4年6月17日に公布され、2025年4月(予定)からすべての新築住宅に省エネ基準の適合義務が課せられるとともに、2030年度までに新築についてZEH水準の省エネ性能の確保を目指す。 ○ 2022年10月に、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の認定基準がZEH水準へ引き上げられた。 ○ 長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない認定長期優良住宅や高度な省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及促進を図り、引き続き脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成を図る必要がある。 	
要望の結果	
特例措置の内容	
<p>○認定長期優良住宅に係る特例措置</p> <p>【登録免許税】</p> <p>税率を一般住宅特例より引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢所有権保存登記:一般住宅特例0.15%→0.1% ➢所有権移転登記:一般住宅特例0.3% →マンション:0.1%、戸建て:0.2% <p>【不動産取得税】</p> <p>課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢一般住宅特例1,200万円→1,300万円 	<p>○認定低炭素住宅に係る特例措置</p> <p>【登録免許税】</p> <p>税率を一般住宅特例より引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢所有権保存登記:一般住宅特例0.15%→0.1% ➢所有権移転登記:一般住宅特例0.3% →0.1% <p>【固定資産税】</p> <p>一般住宅特例(1/2を減額)の適用期間を延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢戸建て:3年間→5年間、マンション:5年間→7年間
結果	
<ul style="list-style-type: none"> ○登録免許税 : 現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。 ○不動産取得税・固定資産税 : 現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。 	

(出典：国土交通省「令和6年度税制改正」)

8. 新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】
新築住宅に係る税額の減額措置
①戸建て:3年間 税額1/2を減額 ②マンション:5年間 税額1/2を減額

結果

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

【本特例による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合

➡ 3年間で約27万円の負担軽減効果

(3年目までの固定資産税額(国土交通省推計))

- ・本特例がない場合: 18.2万円/年
- ・本特例がある場合: 9.1万円/年

★改正が見込まれる（廃止か?!）令和6年度税制改正大綱では・・・

（出典：国土交通省「令和6年度税制改正」）

「新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。」

9. 令和6年度住宅税制改正概要（その他）

延長	<p>住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置</p> <p>※住宅用家屋に係る登録免許税率について、以下のとおり軽減</p> <p>①所有権の保存登記：本則0.4% → 0.15%</p> <p>②所有権の移転登記：本則2.0% → 0.3%</p> <p>③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記：本則0.4% → 0.1%</p>	登録免許税
延長	<p>買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置</p> <p>※買取再販事業者により一定のリフォームが行われた既存住宅を取得する場合、家屋の所有権移転登記の税率を軽減：一般住宅0.3% → 0.1%</p>	登録免許税
延長	<p>認定長期優良住宅・低炭素住宅に係る特例措置</p> <p>※一般住宅に係る特例を下記のとおり深掘り（認定低炭素住宅は登録免許税のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税（所有権保存登記）：一般住宅0.15% → 0.1% 等 ・不動産取得税：課税標準から1,300万円控除（一般住宅特例1,200万円） ・固定資産税：新築住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長（戸建て5年、マンション7年） 	登録免許税 不動産取得税 固定資産税
延長	<p>住宅の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置</p> <p>※住宅の取得に係る不動産取得税率について軽減：本則4% → 3%</p>	不動産取得税
延長	<p>認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>※認定住宅等を新築した場合に、標準的なかかりまし費用の10%（最大65万円）を所得税から控除</p>	所得税

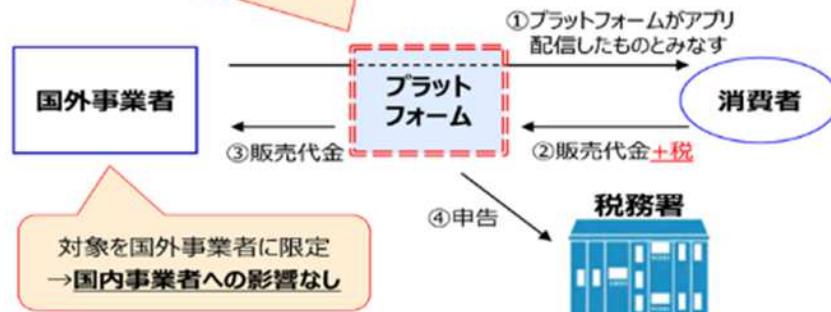
（出典：国土交通省「令和6年度税制改正」）

13. 消費税改正

(1) プラットフォーム課税の導入 (国境を超えたデジタルサービス)

- 内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「**プラットフォーム課税**」を日本においても導入する。
 - 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課される**こととなる。
 - その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目の行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限る**こととする（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
 - また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする**。
- (注) 令和7年4月1日から適用。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPFに限定
 →本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大半が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



(参考) 諸外国におけるPF課税の導入状況

- PF課税 導入の有無が確認できた85か国中
- ■ 導入済み (全事業者対象) ... 63か国 (74%)
 - ■ 導入済み (国外事業者のみ対象) ... 19か国 (22%)
 - ■ 未導入 ... 3か国 (4%)



※各プラットフォームの公表情報により確認 (白抜きの国は未確認)

(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

(2) 国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の見直し等

- 国外事業者により、本来の趣旨に沿わない形で事業者免税点制度の特例や簡易課税制度などを適用して、売手が納税せず買手が控除を行う、いわゆる「納税なき控除」による租税回避が行われている状況。これに対応するため、以下のとおり各制度について複合的な見直しを実施する。

① 事業者免税点制度の特例の見直し

- 事業者の事務処理能力等を踏まえて事業者免税点制度を適用しないこととする特例について、以下の見直しを行う。

	特例の対象（課税事業者）となる場合	課題及び見直し（案）
特定期間の特例	特定期間（前年上半期）における国内の課税売上高が1,000万円超かつ給与（居住者分）の合計額が1,000万円超の場合	非居住者への給与が対象となっていないため、 国外事業者 に対して本特例が適切に機能していないことを踏まえ、国外事業者については「給与（居住者分）の合計額」による判定を認めないこととする。
新設法人の特例	資本金等が1,000万円以上の法人である場合（基準期間がない課税期間が対象）	国外事業者 は、日本への進出時点で設立から一定期間経過していることが一般的であり、本特例が適用されないことを踏まえ、外国法人については、 日本における事業を開始した時の資本金等により本特例を適用することとする。
特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人等が設立した資本金等1,000万円未満の法人である場合（基準期間がない課税期間が対象）	事務処理能力を有する大企業でも、日本での課税売上高がなければ一律に対象外になってしまうことを踏まえ、 全世界における収入金額が50億円超の法人等が資本金等1,000万円未満の法人を設立した場合も対象に加える。

② 簡易課税制度の見直し

- **恒久的施設を有しない国外事業者**については、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、業種毎のみなし仕入率による控除が適切とはいえないため、簡易課税制度の適用を認めないこととする。
※ 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（いわゆる2割特例）の適用についても同様とする。

③ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

- **一の免税事業者からの仕入額が、1年間で10億円を超える場合**、その超えた部分については、インボイス制度導入に伴う8割控除・5割控除の経過措置の適用を認めないこととする。

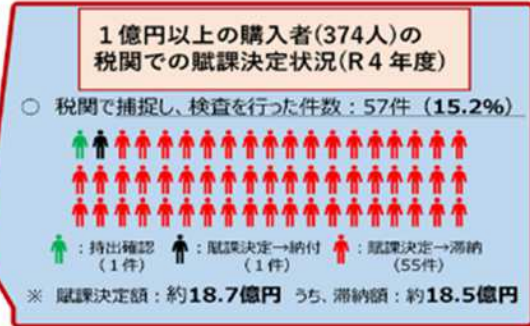
（出典：自民党税調資料2023.11.30）

(3) 国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用の見直し等

外国人旅行者向け免税制度の不正状況について

令和4年4月～令和5年3月における免税購入額について

購入金額層 (1人当りの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額	構成比
100万円未満	3,664,494人	2,758億円	45.65%
100万円以上1,000万円未満	51,726人	1,105億円	18.28%
1,000万円以上1億円未満	1,838人	475億円	7.86%
1億円以上	374人	1,704億円	28.21%
合計	3,718,432人	6,042億円	-



(注) 計表等は、対象期間に出国した者（又は出国と判定した者）に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したものである。(人数は、延べ人数となる。)

【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、**旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。**
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。
※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。
- 特に、**1億円以上の高額購入者は、全てが不正を行っているとは言えないが、税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者について、適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定されている。**
- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、**ほぼ全てが滞納**となつたまま、海外へ出国されている状況。

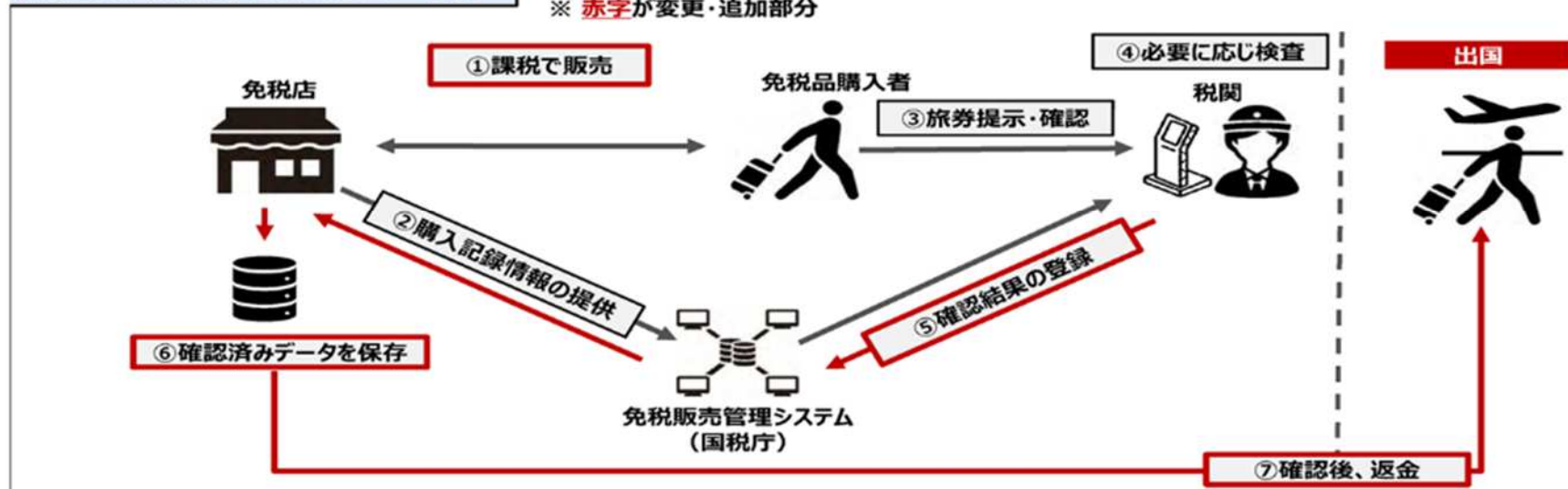


(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることを目指す。

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤字が変更・追加部分



(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

(4) 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の見直し

- 消費税制度においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度の恣意的な適用を防ぐため、一定の高額な資産を仕入れて仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後の2年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けられないこととする特例が設けられている。
- 高額特定資産は、「1の取引単位につきその税抜き対価の額が1,000万円以上」のものでされているが、金地金等は、1の取引単位の金額の調整が容易であり、特例の適用を回避することが可能となっている。そのため、**その課税期間中に仕入れた金又は白金の地金等の合計額が200万円以上である場合を、本特例の対象として追加し、事業者免税点制度等の適用を制限する見直しを行う。**

【高額特定資産を取得した場合の制度の適用関係】

X 1期	X 2期	X 3期	X 4期
本則課税	本則課税 (強制)	本則課税 (強制)	本則課税 or 簡易課税
高額特定資産の取得			

【見直し案】

本措置の対象に、1課税期間中に金又は白金の地金等を200万円以上仕入れた場合を追加する。

(出典：自民党税調資料2023.11.30)

14. 納税環境整備

1. 法定調書の電子提出促進

支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について

提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上（現行：100枚以上）に引き下げる。（注）上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

◆例えば、令和7年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「30枚以上」であった場合には、令和9年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要がある。・・・自社で給与計算している顧問先、社会保険労務士事務所に委託している顧問先においては、給与所得データをe-TAXに移す方策を検討しなければならない？

【参考】源泉徴収票の提出方法等の見直し（令和5年度税制改正では）

【現行】

給与等の源泉徴収票等（支払調書）と個人別明細書の提出については、市区町村の長に対しては全ての従業員（前年の給与支払額が30万円以下の退職者を除きます。）分が提出対象とされており、また、国（納税地等を所轄する税務署長）に対しては、年末調整をした支払金額500万円超（一部の者を除きます。）の従業員分や支払金額250万円超の退職者分などが提出対象とされている。

【改正の概要】（令和8年分から）

現行の国（納税地等を所轄する税務署長）に対する源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体（市区町村の長）に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなしてその提出は不要とし、源泉徴収義務者の事務負担の軽減を図ることとされている（※）。

（※）市区町村の長に給与支払報告書の提出があった場合に、国は、その記載情報をその地方公共団体から取得（協力要請）する、という流れ。

2. e-Taxの利便性の向上

【現行】

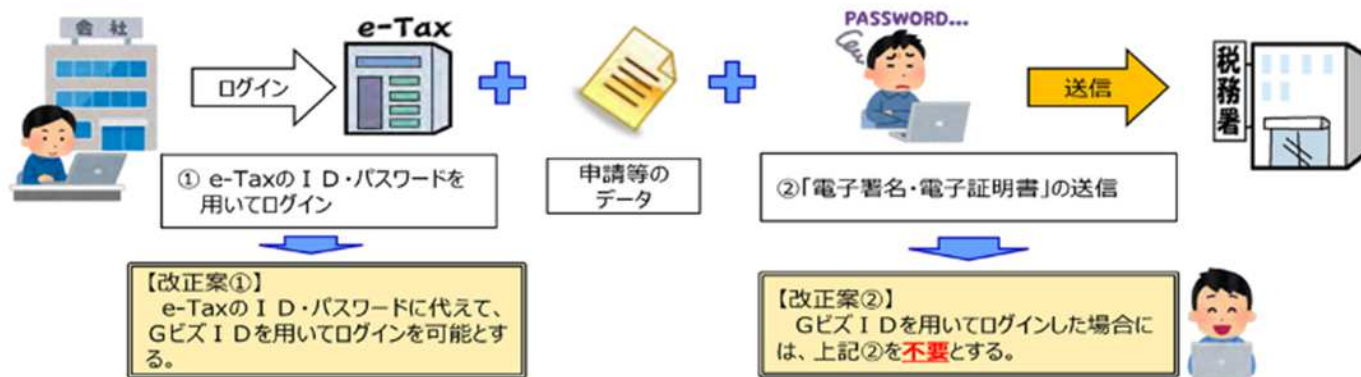
e-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を付して送信しなければならないこととされている。

【改正案】

G Biz ID利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、G Biz ID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

	ログイン方法	e-TaxのID・パスワード	電子署名・電子証明書
法人 ユーザー	原則	要	要
	G Biz ID	要 ⇒ 不要	要 ⇒ 不要

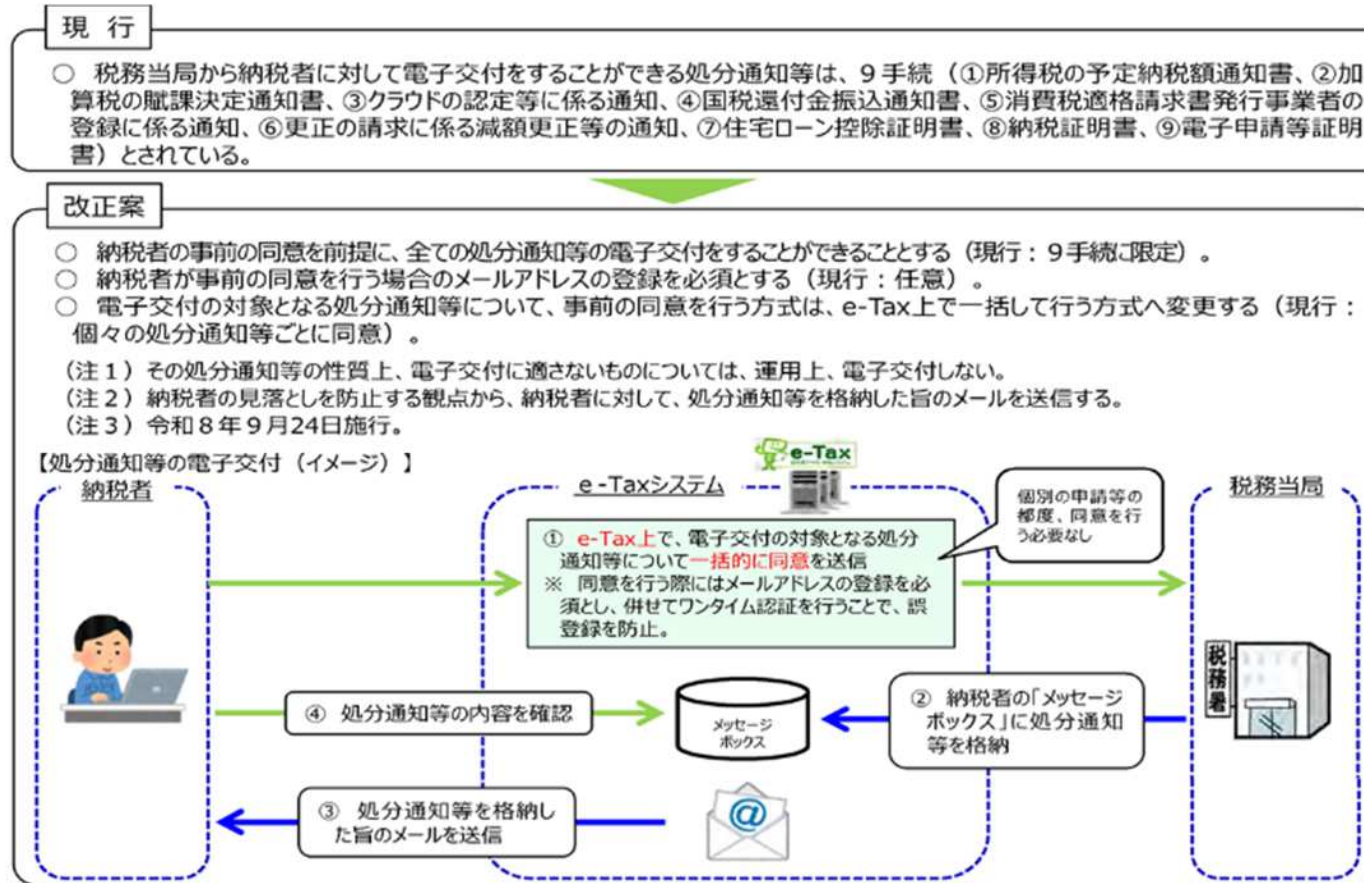
【G Biz IDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(注) 国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

(出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22)

3. 処分通知等の電子交付の拡充



（出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22）

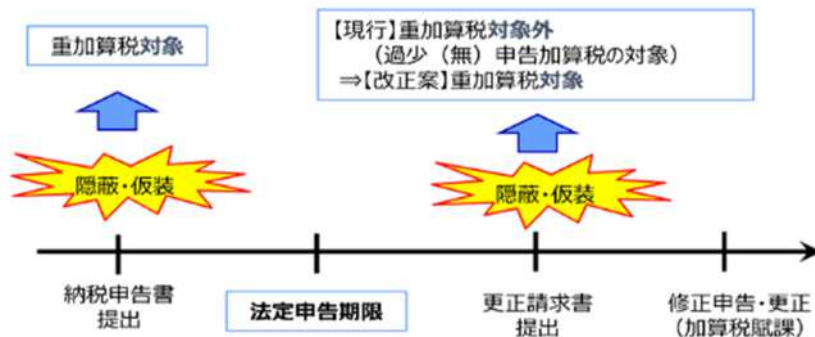
4. 隠蔽・仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

【現行制度・課題等】

- 隠蔽・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
（注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であっても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」が「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・仮装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する必要。

【改正案】

- 隠蔽・仮装したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注1）上記の隠蔽・仮装したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
 （注2）令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考1）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

（単位：千件）

事務年度	H22.7 ～H23.6	H30.7 ～H31.6	R3.7 ～R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
 （出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考2）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

（出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22）

5. 第二次納税義務対象者の拡大

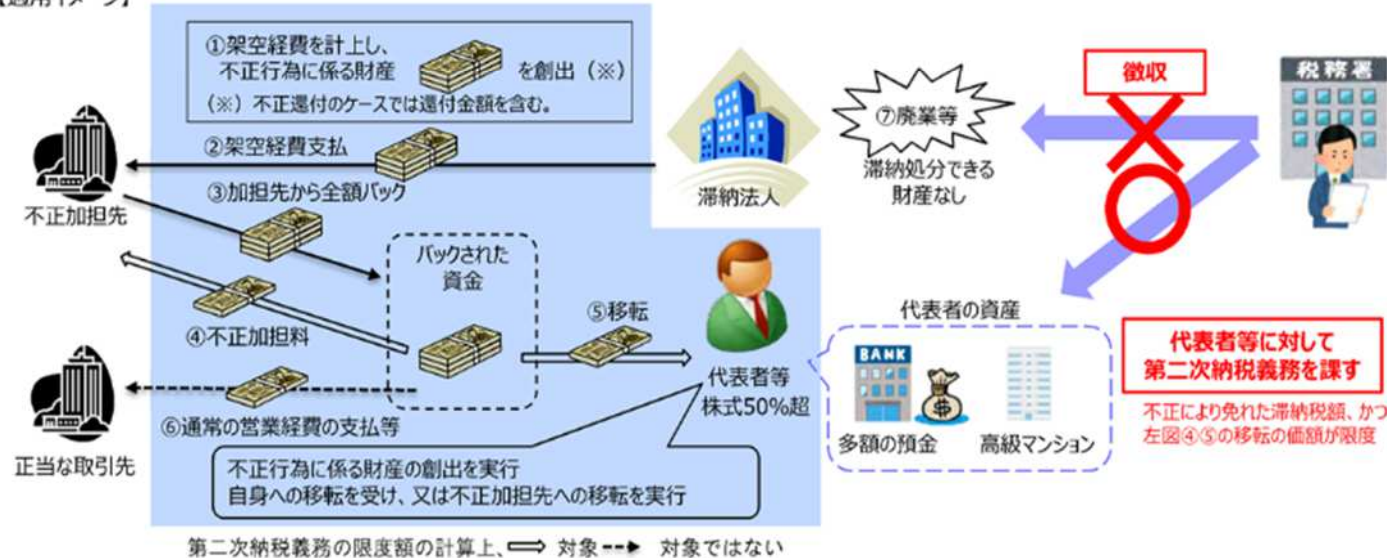
【現状・課題】

- 法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税義務を免れようとする事案が散見されており、調査や滞納処分を行う段階では、既にその法人の財産が残存していない場合が多く、滞納国税の徴収が困難となっており、こういった事案への対応が課題。
- 仮に、代表者等が簿外財産や不正還付金といった不正行為に係る財産を創出し、自らが当該財産の移転を受けた場合や、自ら実行して法人外部へ移転（散逸）させた場合でも、代表者等に追及できない。

【改正案】

- 偽りその他不正の行為（不正行為）により国税を免れた法人（株式会社・合資会社・合同会社）の財産の移転が行われており、かつ、その国税を納付していない場合には、その法人財産から滞納国税の全額を徴収することができないときに限定した措置として、
 - ✓ 株式50%超（親族等の一定の者と合わせて50%超を含む。）を保有するなどによりその法人を支配し、不正行為を実行し、及び移転を受け、又は法人外部への移転を実行した代表者等（役員等）に対して、
 - ✓ 「その移転を受けた財産」及び「移転がされた財産（通常の営業経費の支払等に係る移転は除く。）」の価額を限度として不正行為により免れた国税の第二次納税義務を課す。（令和7年1月1日以後適用）

【適用イメージ】



（出典：財務省 令和6年度税制改正について2024.1.22）

15. 子育て支援税制(令和7年度改正予定)

1. 扶養控除の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税 38万円、地方税 33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

2. ひとり親控除の拡充

ひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額 500万円以下を 1,000万円以下に引き上げる。また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

3. 子育て世帯の生命保険料控除の見直し

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

★子育て支援ではないが、影響の大きい改正案

一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。